

平成29年第4回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成29年9月6日  
午前9時 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 真弓 啓                      局長補佐 大塚 美季

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西巻昭男
総務部次長	谷口智子	総務課長	仲村佳真
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	黒崎益範
健康福祉部次長	加藤恵三	健康対策課長	北典子
生活環境部長	植村俊彦	環境対策課長	栗本公生
住民課長	浦野歩実	都市建設部長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
下水道課長	寺田良信	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	中原潤
生涯学習課参事	井上貴至		

## 1, 議事日程

### 日 程 1. 一般質問

#### 〔1〕 12番 木澤議員

##### 1. 障がいのある子どもの受け入れと対応について

- (1) 町立中学校・小学校・幼稚園・学童保育室・保育園での受け入れ体制と町の対応について
- (2) 障がいのある子どもに対し、その保護者から補助員配置を求める声があるが、町はどのように対応しているか。

##### 2. 町が補助金を出している団体と町長との関係について

- (1) 町が補助金（運営費、建設費なども含む）を出している団体で町長が理事などの役員になっている実態（就任している件数、年数、報酬の有無など）について。
- (2) 以前から町が補助金を出している団体の会長等に町長が就任しているケースがあり、住民の誤解を招くので相応しくないと考えるが、それに対して町はどう考えているか。

##### 3. L G B T、性的マイノリティの方たちの人権の保障について

- (1) 性的少数者の方に対しての町の認識と、町行政としてどういった課題があり、どのような対策が必要だと考えているか。
- (2) 相談窓口の設置について。
- (3) 観光地として、どういうところに気をつける必要があるか。
- (4) 多目的トイレの設置について。
- (5) 書類の性別記入欄を無くすことが必要なものと不必要なものについて、どのように認識しているか。
- (6) 同性愛者の町営住宅への入居について。

#### 〔2〕 6番 平川議員

##### 1. 町職員の休日出勤について

- (1) 町職員の休日出勤の状況について。（昨年度）
  - ①最も多い人から3人の休日出勤の日数と、勤務の内容。
  - ②年間10日以上休日出勤をしている人の人数。
- (2) 休日出勤をした場合の振替休日の規則等について。
- (3) 振替休日の取得状況。

- (4) 振替できなかった場合の対応。
- (5) 常態化していることに対する町の認識はどうか。
- (6) 解消できるための町の取り組みについて。

2. 町職員の中途退職者について

- (1) 平成26年度～28年度の各年度の職員の退職者数、中途退職者数。
- (2) 昨年度の中途退職者数の部署、勤務年数。
- (3) 中途退職の理由等。
- (4) 町の認識について。

3. 観光案内ルートサイン整備計画について

- (1) 観光ルートサイン整備計画の概要。
- (2) 整備のための総事業費の見込み。
- (3) 町内全体のバランスをどう考えるのか。

〔3〕 4番 小村議員

1. 全国学力・学習状況調査の結果について

- (1) 全国学力・学習状況調査について県の発表があったが斑鳩町の状況を問う。

2. 斑鳩町の意味決定のあり方について

- (1) 斑鳩町の意味決定の庁内プロセスについて太子道日本遺産認定推進協議会からの脱退を具体例として問う。

3. 周辺市町村や関係団体との友好関係について

- (1) 周辺市町村や関係団体との友好関係について。

〔4〕 13番 奥村議員

1. 女性消防団について

- (1) 結成についての町の認識について。

2. 高齢者の生活の安全・安心について

- (1) 町の高齢者の一人暮らし、高齢者世帯、セルフネグレクト等の把握について。
- (2) 市民後見人養成について。
- (3) 見守り安否確認の町の取り組みについて。
- (4) 高齢者見守り地域ネットワークづくりについての町の認識について。

〔5〕 11番 濱議員

1. ゴミ分別収集のサポートについて
  - (1) 高齢者や障害のある方への援助について。
  - (2) 個別収集の問題点と課題・対策。
  - (3) シルバー人材センター実施の軽度生活援助での「ごみ出し」の問題点について。
  - (4) 分別が難しい方への援助について。
2. 公園整備拡充と設備・利用の充実について
  - (1) 若者や子育て世帯の「身近で安心して遊べる公園が欲しい」などの願いについて。(町内・広さ・設備)
  - (2) 災害時の安全な避難場所としての公園、また、救援拠点としての機能を持つ公園の設置について。
3. 障害者施策について
  - (1) 障害者基本計画「行政等における配慮の充実」について。
    - ①町施設やそれに準じる施設、臨時に設置されるもの等における職員・従事者の障害者への対応について。
    - ②町業務・サービス、健康維持施策・スポーツ等に関する対応について。
    - ③広報等(点字・音声・拡大文字・色 他)について。

[6] 10番 坂口議員

1. 生ごみ分別収集モデル事業について
  - (1) 生ごみ分別収集に取り組んだ経緯と現在の状況について。
  - (2) 生ごみ分別収集に取り組むことの財政的な効果について。
  - (3) 生ごみ分別収集の問題点とその対応について。
  - (4) 堆肥の無料配布をやめた理由について。

[7] 2番 小林議員

1. 民生委員児童委員制度について
  - (1) 90周年活動強化方策・行動宣言の取り組みの成果と課題について。
  - (2) 民生委員制度創設100周年を迎え、さらなる人びとの理解と信頼を得て、将来に引き継がれていくための行政のサポート体制について。
2. 教職員の負担軽減と学校における部活動の指導体制の充実について

(1) 学校教育法施行規則の改定(平成29年4月1日施行)により、中学校の部活動の外部指導員を学校職員として位置づけられたが、奈良県内の動向と斑鳩町の対応について。

3. のびのびパスポートの導入について(参加市町村内の対象の教育関係施設等を原則として無料開放する事業)

(1) 斑鳩町の子どもたちの健全育成と教育環境のより一層の充実のために導入してはいかがか。(兵庫・大阪・和歌山・徳島で連携中)また、参加市町村の子どものいる世帯に斑鳩町を知っていただく機会にもなり、観光PRにも繋がるのではないか。

[8] 7番 嶋田議員

1. 斑鳩町と他の行政区との協定等について

(1) 斑鳩町では、文化面や防災面等で他市町といろいろな協定を結んでおられますが、その協定内容及び協定先について。

2. 斑鳩町バリアフリー基本構想について

(1) 目的について。

(2) 策定することのメリットについて。

(3) JR法隆寺駅南北広場に、障害者専用駐停車スペースについて。

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、12番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、障害のある子どもの受け入れと対応についてですが、現在、障害を持つ子どもの保護者の方から相談をお受けしています。これは、この質問の2点目にも出てきますが、そのいろいろお聞きするお話の中で、斑鳩町は、小学校への就学については、就学援助委員会もあり、また、小学校に入れば特別支援教室のような体制はあるのに、なぜ保育園ではそういう体制がないのでしょうかとの疑問が出されました。

確かにそう言われますと、小学校や幼稚園では、特別支援のための加配をしたなどの報告があり、当初予算の審査などで耳にはしますが、保育園では、障害を持つ子どもさんに対して加配をしたとかいう話は聞きませんし、また、学童保育でもお聞きしません。

今年度から、学童保育は、斑鳩町では教育委員会の管轄になりましたが、それまでは児童福祉部門の管轄であり、国のほうで言うと、厚生労働省の管轄です。

今の斑鳩町の現状を見ると、幼稚園や小学校、中学校など教育の分野では受け入れ体制があるのが見えますが、福祉の分野ではそうした体制が見えてきません。

こうした体制、また基準というのは、国のほうからは示されていないのでしょうか。

また、国とは関係なく、町が独自の基準を行ってやっているのでしょうか。

例えば幼児で言うと、保護者の働き方もありますが、同じ4歳から6歳の子どもでも、幼稚園に行くのと保育園に行くことで障害を持つ子の受け入れ体制に違いがあるとすれば問題だと考え、今回、町の実態もお聞きする中で、町立の中学校、小学校、幼稚園、学童保育、保育園、それぞれでの受け入れ体制について確認をさせていただきたいと思い、質問にあげさせていただきました。

では、まず1点目の質問について、お尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 障害のある子どもの受け入れと対応についてということでございます。

まず、私のほうから、教育委員会所管施設についての状況について、答弁をさせていただきます。

町立の小学校、中学校、幼稚園におけます障害のある子どもまたは支援を要する子どもの受け入れ体制についてでございます。毎年度、先ほど紹介もしていただきましたが、毎年度秋にですね、小学校に入学するもの、あるいは中学校に入学するものの予定をしている園児、児童を対象にですね、斑鳩町特別支援教育就学指導委員会を開催いたしまして、特別支援学校への就学でありますとか、特別支援学級への入級など、心身の状況に応じた支援体制の構築に努めております。

また、町立幼稚園に就園を予定している幼児につきましても、保護者から幼稚園生活における支援の必要性の有無等々について聞き取りを行いまして、就園後の支援体制の充実に努めているところでございます。

次に、まず小学校におけます教職員の配置でございます。まず、小中学校におきましては、特別支援学級につきましても、国が示す基準におきまして、肢体不自由でありますとか、情緒障害等の種別がございますが、その種別ごとに、児童生徒8人で1学級の編制という基準がございます。国では、8人でございます。その中で、奈良県では特に障害児教育に特に力を入れておりまして、奈良県では、その種別ごとに児童生徒6人、国が8人に対して、奈良県では6人に対して1学級の編制を実施しているところでございます。

町では、さらによりきめ細やかな支援ができますように、それとは別に、町独自の特別支援担当教員を各校1名ずつ雇用しております。特にことしにつきましては、今度、ことし就学、入学してくる子どもについて、その状況を考慮いたしまして、東小学校では本年度さらに1名を増員し、支援体制の充実に努めております。

また、幼稚園におきましては、先ほどご紹介もいただきましたが、各クラス担任とは別に、町独自で各園3人の特別支援担当教員を雇用することにより、きめ細やかな支援の実施に努めているところでございます。

次に、学童保育における対応でございますが、学童保育におけます障害のある子どもの受け入れ体制と町の対応でございます。

障害のある子どもの保護者のほうから入室に係る相談がありましたら、その子どもが行っている小学校の特別支援学級等の先生、教諭、学童保育支援員、保護者等と話し合

いを行いまして、その児童の受け入れに必要な環境整備等を確認した上で、受け入れに向けて体制を整えるという形で、個別の対応を実施しております。

2つ目の質問にかかわるかもわかりませんが、29年度におきましても、西学童保育室におきまして、夏休み期間のみの利用ではございますが、そういう障害のある児童の受け入れにつきまして、支援員を1名ふやして対応したという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 加藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（加藤恵三君） それでは、私のほうから、町立保育園の関係について、ご答弁をさせていただきます。

町立保育園におきましては、障害のある子ども様が他の子どもとの共同生活を通してともに成長できるよう、一人ひとりの実態を的確に把握した上で、子どもの状況に応じた保育に係る個別の指導計画を立て、保育を行っているところでございます。この指導計画は、おおむね3年先を目標とする長期目標、おおむね1年先を目標とする重点目標を立て、さらに学期ごとに、生活習慣、言語、コミュニケーションの領域における短期目標、具体的支援を定め、保育を行っているところでございます。

また、医療、保健、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、スムーズに小学校へ就学できるよう、個別の支援計画を保護者の要望をお聞きする中で策定をし、保育園卒園後も継続して支援を行えるよう、体制を整備しているところでございます。

また、保健センター、子育て相談員、これは臨床心理士でございますけれども、そういった関係機関との連携及び協力を図りながら、保護者に対する支援にも努めているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、それぞれ答弁していただきましたけれども、教育委員会所管、学童保育も入っていましたが、学校等については、国のほうで8人に1学級というような形で基準が示されていますけれども、学童保育と保育園については、国のほうからそういう基準っていうのは示されているのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 学童保育については、そういった基準はございません。

○議長（伴吉晴君） 加藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（加藤恵三君） 保育園のほうにつきましても、特に基準はございません。



○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 答弁の中では個別に対応しているというふうにおっしゃっていただいたので、町も、国のほうから示される基準はないけどもそういう対応をされているということですが、今後ですね、私は何らかの基準をつくって、やはり障害を持つ子どもさんの受け入れ体制というのを考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

これについては、また国のほうでどう考えているのかということもあるかと思いますが、国のほうの動向も見ながらですね、町のほうとしても、そういう体制を充実していくということで検討を進めていただきたいなというふうに思います。

そうしましたら、2点目の質問に移ります。

次の質問ですけども、これは町立保育園に対してなんですけども、障害のある子どもさんの保護者の方から、補助員の設置を求める声をお聞きしています。その方はですね、子どもさんの障害について、専門のお医者さんにかかっており、そこで医師から、その子には個別の支援が必要だという診断をされています。町に対しても、その保護者の方から、補助員をつけてほしいという声をお聞きしていると思いますけども、町はどのように対応をされているのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（加藤恵三君） まず、町立保育園の状況を、まずご説明をさせていただきます。町立保育園におきましては、国の基準より多くの保育士を配置している、複数担任制でございます。そういったことから、障害のある子どもに対しまして援助や配慮等が十分に行える体制をとっておるところでございます。

ご質問いただいております保護者の方からのご要望につきましては、具体的な内容につきましては個人情報保護等の関係から申しあげることにはできませんけれども、個別に、担任の保育士に加えまして障害福祉担当職員を交えご相談をさせていただき、保育園での支援体制、障害福祉サービスや制度の説明をさせていただき、ご理解をいただいているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、保護者の方とも話をし、理解をいただいているという答弁だったんですけども、私が聞いているのは若干違うんですけども、1つお聞きしたいのは、医者にかかってですね、その医師が個別の支援が必要だと診断しているのに対して、町はどういうふうに考えておられるのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（加藤恵三君） 診断書の関係でございますけれども、診断書につきましては、一定の病名を出され、その中で、その特徴的な症状というのも出されております。その中で、そういった特徴的な症状の1つを例示に挙げられて、加配の必要性というのを診断書の中で書かれておると思います。

その症状につきましては、現在、保育園で保育をさせていただいている状況上、症状としては出ておりませんので、そういったことから、今現在につきましては、複数担任制の中でさせていただいているというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） もう1点、というか2点確認したいんですけども、1つはですね、昨年の4月から、障害者差別解消法がスタートをしています。それに基づく対応がきちっとされているのかどうかという点について、確認をしたいんです。この障害者差別解消法については昨年の9月議会でも取り上げましたが、この法律の中でうたわれている合理的配慮の提供についてです。

障害のある方は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります、国、都道府県、市町村などの役所や、会社やお店などの事業所に対しては、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応することが求められています。また、重過ぎる負担があるときでも、障害のある人、今回のケースでは保護者の方になるかと思いますが、なぜ負担が重過ぎるのかを説明し、理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることとなっていますが、この法に基づいて見たときに、今回、町の対応は法の趣旨に沿ったものになっているのかどうかについて、きちっと確認をしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 加藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（加藤恵三君） 現在の状況をまずご説明をさせていただきますと、先ほどもちょっとご答弁させていただいておりますけれども、申されている園児につきましては、共同生活の中で支障なく保育をさせていただいております。

その中に、今おっしゃっています合理的配慮の関係でございますけれども、当然、そういった症状というのは変化が予想されることもございますので、そういった、1人で、また加配するような必要性が出てきましたら、それはその都度対応させていただくということでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 必要であると判断すれば、きちっと町として補助員の配置も考えるということで答弁いただきましたので、一番やっぱり大事なものは、その子どもさんですね、安心して生活できる、そういう環境をつくって守っていくというのが一番大切だというふうに思いますので、そうしましたら、町に対してですね、そのことはきちっと求めておいて、この質問は終わりたいと思います。

そうしましたら、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目には、町が補助金を出している団体と町長との関係についてです。この問題は、これまでも、予算や決算の審査時、またですね、観光駐車場やいかるがホールの指定管理契約の審査の際にも問題指摘をしてきました。しかしですね、一向に改善する姿勢が見られないので、今回は、一般質問で取り上げさせていただきました。

まず1点目ですが、町が補助金を出している団体で、町長が理事などの役員になっている実態について、お尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 町が補助金を支出している団体と町長との関係についてのご質問でございます。

過去5年間におきまして、町が補助金を支出した団体で、町長が役員を務めている団体は、充て職により代表となっているものを除きますと、斑鳩町文化振興財団、斑鳩町観光協会、斑鳩町社会福祉協議会、元気クラブいかるがの4団体となっております。この4団体におきまして、町長が理事長等の代表職に就任しており、その選出方法につきましては、全て互選によるものでございます。

役員報酬につきましては、全て無償となっているところでございます。

また、町長が役員に就任している継続年数でございますが、団体別に申しあげますと、斑鳩町文化振興財団が20年、斑鳩町観光協会が23年、斑鳩町社会福祉協議会が26年、元気クラブいかるがが8年となっております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 2点目の質問にも入るんですけども、文化振興財団は、いかるがホールの管理ですね。観光協会は、町営駐車場や駅にある観光案内センターの管理、また、各種イベントの運営などにもかかわっているかと思います。そしてですね、社会福祉協議会と、元気クラブさんはちょっと実態が違うかと思いますが、いずれもですね、町が補助金を出している外郭団体であるにもかかわらず、町長がですね、実権を握って、

運営に大きな影響を与えているというふうに思います。こうした実態について、町民からは疑問の声が上がっています。

私はですね、今、町長が会長や理事長を兼ねるという実態が住民の誤解を招くものになっているということで、これまでも指摘してきましたが、私自身もふさわしくないというふうに考えますが、その点について、町長はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 住民から誤解を招くのでふさわしくないということで、ご指摘につきましては、これまでからもそれぞれの団体の方針等の決定に際しましては、会議等の場におきまして、委員の方々と話し合いを行いながら、それぞれの団体の意思決定を行っております。

今後におきましても、委員や理事の方々と十分話し合いを行いながら、方針等の決定を行ってまいりたいと考えております。

また、今後、新たな会長等を引き継いでもよいという意欲をお持ちの方がいらっしゃって、他の委員の方々の了承がありましたならば、その方にお受けいただくことが望ましいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私は、町長が理事に入ってその場にいてることで、ほかから、私やりますという方が出にくい状況をつくっているというふうに思うんです。ですから、まず、町長がですね、理事をきっぱり断ると。それで、町の外郭団体ときっちり分けるということが大事だというふうに思うんです。

今ですね、互選によってということとされているというふうになっていますけども、住民の方から見るとですね、声をお聞きしますと、もう斑鳩町、全部町長が牛耳っているとか、あと、町の補助団体まで自分がトップに立って私物化をしていると、長期政権の弊害だというふうに厳しい批判の声があるんです。

それをやっぱり真摯に受けとめてですね、町長、その考え方を改められるべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 先ほども申しましたように、かわれる人があれば、またあるいはそういう形でですね、そういうこと、ふさわしい方がございましたら、当然やっぱりかわっていただくという方向で進めてまいりたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

- 12番（木澤正男君） それは、おられたらかわられるということで、みずから理事を  
辞退するという考えはお持ちではないってということですか。
- 議長（伴吉晴君） 小城町長。
- 町長（小城利重君） みずから、これ。私は、監査委員からもご指摘ありましたように、  
観光協会等については、やっぱり会長等がふさわしくないということでございますから、  
できるだけ早く、会長にかわっていただく方をことしもお願いいたしましたけど、なか  
なか決まらない。そういう関係からも、私は、できれば来年度は新しい会長さんにです  
ね、やっていただきたいと思っております。
- 議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。
- 12番（木澤正男君） ですから、その新しくなられる方がおられるかどうかという  
のは、その役員の中の互選で決めはるわけですから、そこの中に町長がいると、手が挙  
げにくいんじゃないですかというふうに言うているんです。
- ですから、町長がもう理事から退くということでそういう環境をつくっていくべきじ  
ゃないですかというふうに言うているんですけども、それについては、どうなんですか。
- 議長（伴吉晴君） 小城町長。
- 町長（小城利重君） 先ほどから申しますように、当然、理事の中から互選をされるわ  
けですけども、その中で、理事をやめたらどうですかというご指摘ですけども、それは  
私自身が考えるべきことでございますし、また、今後そういうことで、先ほども申しま  
したように、来年度は会長を観光協会にかわっていくということを申しあげておるわけ  
でございます。
- 議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。
- 12番（木澤正男君） 理事からは退かないんですか。それについて、お答えください。
- 議長（伴吉晴君） 小城町長。
- 町長（小城利重君） 退く、退かないっちゃうのは、これは私自身ですけども、やっぱ  
りこの形態が、役所の中でそういう理事を選んでいくのがどうであるべきかというこ  
もございますから、それを誰かにかわっていくというこの方向性をつけていかなか  
たら、これは当然また理事で出ていくわけですから、そこらを十分やっぱり審議をしな  
がら、職員とも、役場の中で十分審議をして、そしてそこから誰か理事を選んでいく  
ということでございますから。そういう点について、やっぱり考慮したいと思えます。
- 議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。
- 12番（木澤正男君） そうしたら、町長のかわりに、どなたか別の職員さんなり、3

役のうちのどなたかなりが理事としてかわりに入るという体制も含めて検討していきたいということでの答弁だというふうに捉えておきますので、またその検討の結果ですね、についてはきちっと議会に対しても報告をいただきたいというふうに思います。

そうしましたら、この質問については、終わります。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。3点目はですね、LGBT、性的マイノリティの方たちの人権の保障についてです。

LGBTとは、女性を好きになる女性のレズビアン、男性を好きになる男性のゲイのG、両性愛のバイセクシュアルのB、心と体の性が一致しないなどのトランスジェンダーのTの頭文字をとった総称です。

このほかにも、両方の性を持つインターセックス、Iや、性的無関心、クリア、Qなど、さまざまな方がおられます。

2016年にある団体がおおよそ9万人を対象に行った調査では、LGBTを含む性的少数者は、8%おられるという結果が出ています。これは左ききの人、AB型の人と同じぐらいの割合と言われています。本町に当てはめると、おおよそ2,250人程度というふうになります。

この間の動きでは、1997年には、同性愛者団体に対して青年の家の宿泊利用を拒否したことを違法とした東京高等裁判所判決、また、2003年には、一定の条件のもとで性別の変更を認めた性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律が制定されるなど、判例や国内法の整備の動きが出てきています。

国際的には、2008年に、性的指向や性自認にかかわらず人権が全ての人に平等に適用されることを求めた無差別の原則を再確認することなど、LGBTへの人権保護の促進を求める人権と性的指向と性自認に関する声明が国連総会で提出され、日本政府もこの声明に賛同の意向を示しています。

先日ですね、このトランスジェンダーの当事者であり、人権保障を求めて全国各地の地方議員団を訪問している大野雅明さんという方と懇談をし、性的マイノリティの人への理解促進や支援の充実について、お話をお聞きしました。大野さんはですね、戸籍上の性別に伴う就職差別の実態や、性的指向、性自認を同意なく他人に漏らされて学生が自殺に追い込まれた一橋大学の例を示し、教員や教育委員会、自治体の認識不足を指摘しておられました。またですね、性適合手術では保険が適用されず、施設不足や医師不足と相まって大きな負担であることを訴えておられました。また、具体的な問題も幾つか挙げられ、選挙の投票時に戸籍上の性別と見た目の性別の違いで必ず確認のためにと

められることがつらくて選挙に行けない人が多いということや、男性用、女性用トイレではどちらにも入れないといったことなど、生活上のさまざまな問題についても改善を求めておられました。

私自身、不勉強のため、ほとんど問題認識を持っていませんでしたが、こうしたいわゆる性的少数者の方の人権保障の問題について、議会で取り上げ、皆さんと一緒に認識を共有するとともに、町としてどういった対策が必要なのか、議論を進めていきたいと思い、今回、一般質問にあげさせていただきました。

また、先ほど、国のほうで法が制定されたと紹介しましたが、これもまだ取り組みとしては最初の段階で、まだまだ十分なものにはなっていません。

そこでですね、全国の自治体を調べますと、法整備が追いついていない、こういった部分をカバーできるよう、また、性的マイノリティの人への理解促進、認識普及も含めて、先進自治体では、パートナーシップ宣言を行い、同居する同性同士を結婚に相当するカップルとみなして証明書を発行し、公営住宅の入居申し込みや医療機関での手続き等での便宜を図ってもらえるようにすることなど、こういった内容を盛り込んだ条例や要綱などを制定されています。法的な権利や義務は生じないものの、性的LGBTのカップルが宣誓書を自治体に提出し、自治体から受領書等を交付するというものです。

全国的には既に、東京の渋谷区、世田谷区、三重県の伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄の那覇市、北海道の札幌市が制度を実施しています。

実際に実施されているところのお話では、東京の世田谷区では、同性間のパートナーシップに関して、当事者である区民からの、地域社会の一員として存在を認めてほしいということへの対応として、区が同性カップルの気持ちを受けとめるために制度を実施しています。宣誓書の受理件数は、制度を開始した2015年度に25件、その後、2年弱で累計50件となっているとのことでした。

その後、宣誓をしたカップル37組の方々にアンケート調査を行い、宣誓の前後で変化はありましたかという問いに対しては、同僚や家族、友人たちに祝福された、生命保険等の受け取りを法定相続人からパートナーに変更できた、宣誓をしたことでよかったことは何ですかという問いに対しては、区が行ったことにより、LGBTや同性婚という言葉が一般的に浸透したように感じる、パートナーシップ宣言のことを踏まえて自分たちのことを説明すると伝わりやすく、伝えやすくなったということで、制度ができたことで周囲の理解が進み、カミングアウトできる、祝福されるという効果的な啓発活動となっていることもわかります。

また、伊賀市ではですね、LGBT支援団体も特におらず、また、当事者からも要望が特にあったわけではありませんが、同性カップルの認知、生活上の困難の解消、LGBT当事者への支援を表明し、性の多様性について市民へ正しい理解の啓発をすることを目的に制度が始まり、この制度が始まるということを知って伊賀市へ引っ越してきたカップルもおられるということです。また、当事者の、公営住宅に家族やパートナーと一緒に住みたい、福祉や医療で法律上の夫婦、家族と同等のサービスを受けたいとの思いに応じて、パートナーシップ宣言を行ったカップルの市営住宅への入居申請を可能にし、市民病院でも家族同様の扱いをしているとのこと。

さらにですね、企業の理解も進んでいます。株式会社ヤフーは、社員の同性パートナーや婚姻関係のない内縁のパートナーに対し、配偶者と同様の福利厚生制度を適用すると発表しています。社員が自治体発行の証明書などを提出すれば、結婚休暇や育児・介護休暇、結婚時の祝い金など、社内のほぼ全ての福利厚生サービスを提供するというものです。

制度を始めた自治体では、LGBT当事者の気持ちを受けとめる、当事者への支援の気持ちを示すなど、まずは自治体が理解をする姿勢を示すことで、多様な生き方の理解促進につながっています。そして、自治体の動きに応えるように、企業などでも理解が進んでいます。

そこで、お尋ねいたします。性的少数者の方に対して、町としてどのような認識を持っておられるのか。また、町行政として、どういった課題があり、どのような対策が必要だと考えておられるか。そしてですね、本町でも、当事者の思いを受けとめ、支援の気持ちを示すためにパートナーシップ宣言を行うべきだと考えますが、それに対して、町はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 質問者もおっしゃいましたように、LGBTと称される方、そのほかの方の中にも、自分の性が男女どちらでもない、あるいはどちらでもあるという方がおられるなど、性のあり方は非常に多様なものであるというふうに考えております。

世界的に見ますと、同性間の結婚が法律で認められるなど性的マイノリティの方々の人権について理解が深まる国などがある一方で、日本においては、平成16年7月に、これも質問者おっしゃいましたように、性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律が施行され、生物学的な性別と心の性別が適合しないと診断された場合で一定要



件があった場合、戸籍上の性別を変更ができるという制度が整備されたものの、まだまだ社会的には、人は出生時に割り当てられた性別らしく生きて、男性は女性を、女性は男性を愛するのが普通だといった固定観念や先入観を持ち、性的マイノリティの方々に對して偏見を持つ人が少なくないという状況にあるというふうに考えております。

このような中、国内においても、これも質問者おっしゃいましたように、東京都の渋谷区、三重県の伊賀市など先進的な自治体におきましては、性的マイノリティの方々が同性パートナーとの社会生活を行う上で支障となっている場面、例えば病院での面会時に戸籍上の家族でないことを理由に断られる場合や、住居の賃貸契約を行えないなどといった具体的事例を解決するために、同性カップルの結婚に相当する関係を認める証明書を自治体が独自で発行し、地域内の病院や事業者に対する取り組みの周知を行うなど、多様性を認め合う社会の実現に向けて自治体独自の制度を運用している動きということが出てきていることも十分承知をいたしております。

本町におきましても、恋愛や性的関心の対象、また、自分の性別をどう認識するかといったことについては人それぞれであることを尊重いたしまして、誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現していくことが大切であるというふうに認識をしております。先進地の事例を調査研究をしていくとともに、さまざまな施策において性的マイノリティの方々に配慮した取り組みを進めていく必要があると考えておりますが、まず何よりも大切なのは、周囲の無理解により性的マイノリティの方々が悩み、不安を抱えておられるという現状を解決していくということであると思っております。

これまでも、性的マイノリティの方のことにつきまして、人権セミナー等のテーマとして取り上げてまいっております。今後も、人権啓発のさまざまな場面におきまして、住民の皆様は性的マイノリティについて正しく理解していただけるよう、引き続き周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、日常的にさまざまな方が手続きや相談等に来られる役場窓口において、職員一人ひとりが性的マイノリティの方々の抱えている課題について十分に理解し、適切に対応していけるよう、研修等も努めてまいりたいと考えております。おっしゃいました同性パートナーシップ証明書の発行等についても勉強してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私自身もまだ勉強不足なところもありますが、世間的にもなかなかまだ認知をされていないと。外国のほうではかなり進んできていますけども、そう

いう点については、まだまだ日本はおくれているというふうに思いますので、町のほうでもですね、今、部長のほうで、研究していくというふうにおっしゃっていただきましたので、将来的にはですね、パートナーシップ宣言をすることも含めて、町として取り組みを進めていっていただきたいなというふうに思います。

そうしましたら、2点目の質問に移ります。

2点目ですね、相談窓口の設置についてですが、冒頭述べたように、性的マイノリティの方の生きづらさや物理的に困ること、また、行政に対する要求も含めてですね、その声をお聞きできるような相談窓口を設置していくことが必要だというふうに考えますが、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 現在において、町におきましては、性的マイノリティの方々の専門の相談窓口というものは設置はいたしておりませんが、当然、いろいろな仕組みの中で、それぞれの担当部署でのご相談というのは当然受けてまいることでありませうけれども、総じて、総合的には、月1回第2水曜日に開設をいたしております人権相談の中におきましてさまざまな人権課題に対する相談を受け付けておりまして、性的マイノリティの方々からのご相談につきましても、現段階ではこの人権相談において対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 町の、役場のほうとしてはそういう形での対応になるのかなというふうにと思いますが、1つ気になるのは、学校のほうですね。冒頭お話しした当事者の方にお聞きしますと、やはり自分の体の性と心の性の不一致っていうのは、に意識が行き出したのが8歳ぐらい、思春期のころだっていうふうにお話をされていまして、そのころからやっぱりもうそういうことで悩みを抱えて、もうその方は60歳、今60歳なんですけども、ずっともう悩みを抱え続けて生きてこられたと。

やはり今、学校のほうでですね、そうした性的マイノリティの子たちの相談窓口をつくったりとか、あと、対応の体制ですね、なんかをしていくということと、もちろん教職員の皆さんにもですね、そういう知識、認識を持っていただくということが非常に大事になってきますが、その点、教育委員会としては、どう考えておられますか。

○議長（伴吉晴君） すみません、中川議員、新聞、会議規則上問題あるということで、申しわけないです。

清水教育長。

○教育長（清水建也君） 性的マイノリティの方々のために係る教職員の研修について、ご質問でございます。

先ほど植村部長からございました人権セミナー等々の出席もさることながら、一昨年でございますけども、奈良県の教育委員会が主催をいたしました研修会、テーマがですね、性的マイノリティも暮らしやすい社会づくりということで、県内教職員を集めてそういう研修会が開かれたわけでありまして、当町からも複数人出席をしております、その聞いたことをまた学校に持ち帰って、全職員、全教員に広めるという形で研修を行っております。

相談窓口といったことについては、まだ設置はしてございませんが、当然、各子どものですね、状況、思いについてはですね、一番最初、やっぱり担任の先生方がどうやって、どう気づくかっていうことが一番大事だと思いますので、折に触れて、こういったことについての研修等々については、自主研修も含めてですね、啓発してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。教育委員会のほうとしてもですね、意識を持って取り組んでいただいていると。国のほうからも、一定、通知なんかも来ているかというふうに思いますが、やっぱり、行く行くというか、なるべく早いほうがいいんですけども、子どもたちがやっぱりそういう相談をできる窓口についても設置を検討していただきたいなど。今、相談員さん等いろいろいてはりますので、そういう形での窓口の設置になることも含めてですね、お願いをしておきたいというふうに思います。

そうしましたら、次、3点目について、お尋ねをいたします。

3点目はですね、観光地としてどういうところに気をつける必要があるかと考えているかという質問なんですけど、これ、難しい分野ではあるかと思うんですけど、町のほうとしてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 谷口総務部次長。

○総務部次長（谷口智子君） 観光地としてどういうところに気をつける必要があるかというご質問についてでございます。

LGBTへの社会的関心が高まる中におきまして、観光地における先進地の例といたしまして、大分県別府市や沖縄県那覇市などの宿泊施設におきましては、性の多様性を尊重するレインボー宣言のマークを掲げ、誰もが気を使わずに過ごせる環境づくりに取り組まれているところでございます。

今後、本町におきましても、性の多様化について、先ほどからの植村部長等の答弁にもございますとおり、理解を深めるための啓発等に努めるとともに、人に優しい観光地として、先進地の例を調査研究しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今ですね、外国人観光客のインバウンド対策というのに日本政府が取り組んでいるというふうに思います。LGBTの方の受け入れができるかどうかというのが非常に注目をされています。斑鳩町もですね、今後、宿泊施設を誘致していこうという方針を打ち出しておられますので、やはりそうした施設についてはLGBTの方にも対応されるようなものであるべきだというふうに思いますし、それについては先進地の例についても調査をされるということなので、お願いをしておきたいのと、あとですね、1つ、ちょっと紹介をしたいのが、次の質問にも出てくるんですけども、トイレの問題ですね。

やっぱりいろいろお話を聞きますと、女性用、男性用のトイレには入れないということなので、多目的トイレの設置というのが、LGBTの方々に観光に来ていただく意味でもですね、必要だというふうに思うんです。

斑鳩町でも何か所か設置されておりますし、また後ほど数等についてもお答えいただけるというふうに思うんですが、長野県の長野市でですね、トイレの中に、その市内のどこに多目的トイレ、普通のトイレも含めてですけども、があるのかっていうマップが張ってあると。それで、LGBTの方が安心して市内を回ることができるというふうにお話をお聞きしまして、ぜひ斑鳩町でもですね、トイレにトイレのマップをつくるということも観光地として必要なものだというふうに感じましたので、ぜひ実施に向けて研究をしていただきたいなというふうに思います。

そうしましたら、次の質問に移ります。

多目的トイレですね。特にトランスジェンダーの方が、男性用、女性用どちらのトイレにも入れないということで、何回も申しあげましたが、悩みを持っておられます。それですね、最初に紹介した方とは違う方なんですけども、また当事者の方ですね、にお話をお聞きすると、自分がどうこうということよりも、相手にびっくりされるということに非常に気を使うというふうに話しておられました。下手をすると通報されると。それも周りに迷惑をかけてしまうという罪悪感が先に立つというふうに感じておられるとのことでした。ですので、自分の住んでいる土地や、まして知らない土地に行くのに

はですね、トイレには一番気を使いますし、気をつけているということです。ですので、男性でも女性でも、誰でも使える多目的トイレを設置は必須であり、今後もふやしていく必要があると考えます。

そこでですね、現在、町内にはどこにどれだけの多目的トイレが設置されていて、今後設置の増についてはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 町の公共施設においてでございますけれども、トイレを設置している施設のうち、男性用、女性用トイレのほかに、主といたしまして車椅子をご利用の方などに配慮いたしました多目的トイレを設置している施設が49か所中29か所ございまして、多目的トイレの数は36個でございます。これらトイレにつきましては、男女兼用となっている施設がほとんどですけれども、一部、男性用、女性用トイレ、それぞれのトイレの中に設置されているという施設もございます。

先進地では、多目的トイレをどなたでもご利用いただけるトイレとして案内表示をするなどの取り組みを行っているというところがあるというふうに聞いているところでございますが、これら先進地の事例、そして当事者の方々のお考えなども参考にしながら、誰もが使いやすいトイレというのがどういうものであるかということにつきまして、これも調査研究を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、お聞きすると、49か所中29か所ですね、で、36個あるということですが、調査研究もしていただいてですね、やはり今トイレが設置されているところには多目的トイレをつくっていくということと、それ以外にも必要に応じてやっぱりつくっていくということについても、これは要望しておきたいというふうに思います。

そうしましたら、次の質問、5点目ですね、に移ります。

これについて、各種の申請書や証明書などの書類には、姓名、住所、生年月日、電話番号などと並んで性別の記入が必要になることが多くありますと。こうした書類や証明書の記入や提示を行わなければならない場合、当事者の方にとっては大きな苦痛となるということです。さらにですね、窓口などでトラブルになるということもあるそうです。

しかし、こうした書類には、実際に性別が必要ないものも多く存在しています。例えば印鑑登録証明は、その印影が正しいかどうかわかればよいだけなので、性別記載は必要ではありません。また、本人確認の方法として、現在最も一般的に用いられている自

自動車運転免許証には性別欄がありません。すなわちですね、性別欄はなくても本人確認には問題ないわけであり、住民票の性別など、まだまだ性別記載のある書類も多いですが、当事者の方いわく、性別というのは、本籍などと同等のセンシティブな個人情報であるという認識が広がり、不要な性別欄が削除されることを望んでおられる方もいます。

ただ、難しいのは、性的マイノリティの方の中には、女性として、男性として認識されたいという方もおられるので、難しいところではあるんですが、そうした角度からですね、書類の性別記入欄をなくすことが必要なものと不必要なものについて、町としてどのように認識をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 書類等の性別記入欄につきましては、性的マイノリティの方々にとっては、記入された性別欄と外見の性別が異なる場合があり、窓口において氏名や性別の再確認が行われるなど当事者に不愉快な思いをさせるおそれがあることから、役場窓口における各種申請書類の不必要な性別記入欄につきましては削除するべきであると認識しております。

以前、平成16年7月に性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律が施行されたことに合わせまして、平成16年度中に各種申請書等を一斉点検をいたしまして、可能な限り町の公文書中の性別記入欄を削除いたしました経緯がございます。この当時、性別記入欄を削除いたしました主な内容といたしましては、質問者おっしゃいました印鑑登録の申請書や印鑑登録証明書、そのほか各種医療費助成の申請書や受給資格証、脳ドック健診の助成金申請書、あるいは高齢者優待利用券の申請書や利用券そのものなどがございます。なお、この際におきましても、健康診断の問診票など生物学的な性別の把握が必要な場合や、住民票など法令で戸籍上の性別記載が定められているものにつきましては、現在におきましても性別の記入欄を残しているということでございます。

なお、平成16年度以降に新たに整備をいたしました制度でありますとか様式などにつきましては、各担当部署に対しまして、不必要な性別記入欄を設けていないかどうか、改めて確認を行うよう呼びかけてまいりたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 既に対応していただいている分と、その後についても、また改めてチェックをしていただけるということです。

1点ちょっとお尋ねっていうか、確認したいんですけども、冒頭のお話の中で、選挙の投票に行く際にですね、男女別の記載があって、見た目が違うととめられてトラブル

になるということで、性的マイノリティの方が、もう投票に行くのが嫌だっていう方がすごく多いというふうに話をお聞きしまして、やはり投票には行っていただきたいし、そういうトラブルにならないようにするということも含めてですね、斑鳩町としては、対策はされているのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 選挙時における性的マイノリティ、いわゆる男女の表記につきましては、表示をしていないというところがございますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） はい、わかりました。そのことも確認できまして、ありがとうございました。

そうしましたら、引き続きましてですね、先ほど植村部長答弁いただいたように、今後についても、チェックのほう、お願いしておきます。

それでは、最後の質問です。同性愛者の町営住宅への入居についてです。冒頭にも少し出てきましたが、同性カップルでも公営住宅へ入居できるようにしている自治体がふえてきているということで、斑鳩町もそうしていくべきではないかというふうに考えていますが、まずですね、今現在の斑鳩町の町営住宅条例では、どのようになっていますか。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） ご質問の同性愛者の町営住宅への入居についてでございますが、町営住宅入居者の資格につきましては、斑鳩町町営住宅条例第6条第1項に規定しております。そのうち、第1号におきまして、現に同居し、または同居しようとする親族があることと規定し、親族との同居が必要であることを規定しております。その同居している親族につきましては、住民票謄本の提出により確認することとなっております。

また、婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含むとも規定しておりますので、町営住宅へ申し込みをいただく際や同居を希望される際には、それらを証明できる書面の提出をお願いしております。

そうしたことから、同性愛者の方の婚姻、いわゆる同性の婚姻については、現行では想定をいたしておりませんので、町営住宅へ入居いただくことはできないと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 法律からしてもともと想定されていなかったということで、斑鳩町の条例もそれに沿ってずっと来ていますので、多分、現在の条例では入れないんだらうなというふうに思っていました。これについては、冒頭も述べたようにですね、改善をしていくべきではないかというふうに思いますが、それは、町はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 町といたしましても、LGBT、そして性的マイノリティにつきましての認識を深めるとともに、町営住宅の入居に向け、先進地の事例や動向を踏まえて調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 冒頭述べましたように、パートナーシップ宣言も含めてですね、町としてやっぱり認識を持っていただいて、いろいろ調査研究をしていただくと。先進自治体の例なんかも倣いながらですね、斑鳩町としても、やはり性的少数者の方の人権をきちっと保障していくという立場で取り組みを進めていっていただきたいというふうに思いますので、そのことを最後をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（伴吉晴君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

続いて、6番、平川議員の一般質問をお受けいたします。

6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

通告書に従いまして、まず初めに、町職員の休日出勤について、お伺いをします。

住民ニーズの多様化や町のさまざまな施策、行事によって、町職員が休日に出勤することが多くなっているように感じます。特に、秋の観光シーズンなどには、行事が集中し、毎週のように土日に出勤されている様子も見られます。ことしは町制70周年ということもあり、行事が多くなっている上、今後も聖徳太子御遠忌1400年に向けてさまざまな行事が予定され、休日に催されることもふえてくることかと思われま。

そこで、質問です。昨年度の町職員の休日出勤の状況について、お伺いします。また、年間10日以上出勤されている人数、そして、最も多く出勤されている方の多い順に3



人の方の休日出勤の日数は何日なのか、また、どのような勤務のため休日出勤をされているのか、個人が特定されない範囲でお答えください。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） まず、代休につきまして、ご説明させていただきます。土曜日及び日曜日等の祝休日に勤務を命じた場合における週休日の振替命令、また、祝日法における休日及び年末年始の休日に勤務を命じた場合における代休日の指定により行っているところでございます。

平成28年の1年間におきまして、週休日または休日において勤務日の振替を命じた日が年間で最も多い者の日数は56.5日、2番目は27.5日、3番目は20.5日となっております。

その勤務の主な内容につきましては、1番目と3番目に多い者が文化財関係の業務であり、史跡中宮寺跡整備工事を進める中において、宅地造成等調査期間が限定されています発掘調査業務で勤務を要したものでございます。また、2番目に多い者の勤務内容につきましては、予算及び決算等の財政に関する業務であり、業務が一定の時期に集中することから、その要因となっております。

次に、年間10日以上勤務日の振替命令があった者の人数につきましては、17人となっております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 最も多い方が年間56.5日、そして年間10日以上休日出勤されている方が17人ということで、非常に多いということがわかりました。

それでは、町の条例または規則において、休日出勤をした場合の振替休日の取得についてどのように定められておりますでしょうか、お答えください。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 週休日及び休日の振りかえに関しましては、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する規則により定めております。

初めに、週休日の振替期間につきましては、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間となっております。

次に、休日の代休日に指定する期間につきましては、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間となっております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） では、お伺いしますが、休日出勤された方の振替休日の取得の状況はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 平成28年における週休日及び休日の振りかえによる休暇の取得状況についてでございますが、平成28年12月末時点で51%となっているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 51%ということですが、今の数字は、休日出勤をされた町職員全体の割合かと思われま。年間10日以上出勤された方、また20日以上出勤された方というのは、実際にはその50%を取得されているかどうか、なかなか難しい状況じゃないかなというふうには思われま。

では、振りかえできなかった場合は、どのようにされているのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 急な業務が発生して勤務を要したことによりまして振りかえを命じた日に休暇を取得できなかった場合につきましては、原則的には振りかえを命じられた日に休暇を取得すべきものでありますので、期間内に適切に休暇を取得できるような対応が必要であるものと考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 期間内に適切に休暇を取得できるような対応が必要というのはよくわかるんですけれども、実際のところ、取得できていない状況があると思われまけれども、そのあたりは、実際にはどのようにされているのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 休暇がとれない場合の状況についてでございますが、代休日につきましては、日をあらかじめ特定し、その日は勤務を要しない命令を発していることとありますことから、できるだけそのような形でとっていただくように徹底しているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 振替日を、代休をあらかじめ特定されているけれども、実際にとれていない方もいらっしゃると思われま。そうした、なかなか休日出勤がとりにくいという状況が常態化しているということにつきまして、町の認識については、どのように

お考えでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 一部の部署におきまして、週休日等を振りかえした日数が多いこと及び振りかえした日に休暇を一部取得できない状況につきましては、本来でございましたならば100%取得すべきものでございますことから、適切ではないというふうに認識しているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 適切ではないと認識していただいているということはわかりました。

財政担当のため、繁忙期に勤務が集中するということはよくわかります。また、発掘調査など必要があつて休日出勤されているということも理解はいたしました。また、こうした繁忙期の出勤に加えて、さまざまな町の行事や施策のために、本来の業務に加えて、さらにいろいろな形で休日出勤がふえているという状況もあるのではないのでしょうか。

さまざまな行政需要や町民のニーズ、そして世界遺産法隆寺のお膝元において、観光や文化に関連する催しで休日に開催することもあるということは十分には理解はしています。しかし、約2万8,000人のこの人口規模の、職員数も限られる中で、ある程度は実施すべきことを取捨選択しながら実施することも必要ではないのでしょうか。一度実施したものを取りやめることは難しいとは思いますが、しかし、ふやすばかりでは、担当する職員も疲弊してしまいます。

先ほどのお話では、行事のためというのではなくて、あくまでもさまざまな事務のために出勤しているということでした。

では、こうした状況を解消するために、町はどのように取り組んでいただけますでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） イベント等におけます週休日及び休日の出勤につきましては、担当の部署だけに負担がかかることを防止するため、他の部署の職員も応援、協力して実施しているところでございます。

また、今後引き続き職員の適正配置に留意するとともに、管理職員に対しましては、各所属員の業務量を十分に把握した上で、特定の職員に業務が偏ることがないよう業務の割り振りを行うなどのことにより、代休日等の完全取得に向け、労務管理を徹底する

よう指導してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 代休を取得できるように労務管理を徹底していただけるということをお約束はしていただきましたので、よろしく願いをいたします。

職員の方に休日に働いていただくということは、それだけコストがかかるということでもありますし、休日に出勤するので、代休をいつ取得するのか、代休を取得する日をきちんと管理した上で休日出勤をするという体制づくりも必要かと思えます。

また、働く側も、それだけのコストがかかるということをきちっと認識した上で業務をコントロールしていただきたいと思えます。

では、次の質問に移ります。

次は、町職員の中途退職のことについて、お伺いをいたします。

まず、平成26年度から28年度における各年度の職員の退職者数、このうち中途退職された方の人数について、お聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 平成26年度から28年度の各年度の職員の退職者数、中途退職者数についてのご質問でございます。

初めに、平成26年度における職員の退職者数は7人で、このうち定年退職以外の中途退職による退職者数は4人となっております。

次に、平成27年度における職員の退職者数は12名で、このうち中途退職による退職者数は10人となっております。

最後に、平成28年度における職員の退職者数は17人で、このうち中途退職による退職者数は14人となっております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 退職者数に占めるその中途退職者数が非常に多いという状況がわかりました。

それでは、昨年度、28年度の中途退職をされた方の勤務されていた部署、そして勤務年数について、お聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 昨年度、平成28年度の中途退職者数の部署、勤務年数のご質問でございます。

初めに、平成28年度の中途退職による退職者14人の退職時における所属部署につ

いてでございますが、総務部が3人、健康福祉部が2人、生活環境部が3人、教育委員会事務局が6人となっております。

次に、これらの者の勤務年数についてでございますが、10年未満が5人、10年以上20年未満が1人、20年以上30年未満が2人、30年以上が6人となっております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） それらの方の退職理由については、どのように把握されておりますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 中途退職の理由につきましてはそれぞれの個人の事情によるものであり、一概に申しあげることにはできませんが、その者が持つ専門的スキルを生かして民間で働くことを決した者もいれば、全く違う分野にチャレンジしたいと決した者、また、家庭的な事情により退職した者もおる状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 中途退職者がそれだけおられるということについて、町はどのように認識されておりますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 厚生労働省が実施しております平成28年の雇用動向調査の結果によりますと、平成28年の全体の平均離職率は15%であり、24歳以下の世代に限定いたしますと約30%と、10人に3人が離職する状況となっております。日本型雇用形態として特徴的でありました1つの職場で一生働くという終身雇用につきましては、社会経済情勢の変化と個人の意識の変化により形を変えつつある状況でございます。

このような状況の中、町といたしましては、人事評価制度における個人面談のほか、日常における職員間の積極的なコミュニケーション等の実施を通じまして、よりよい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 町の中途退職者についての認識については、今、答弁いただきました。

それでは、先ほどの退職の理由についての認識について、専門的なスキルを生かして働きたい、新たな分野にチャレンジしたいということで退職されたのであれば、それは

それでよいかと思えますけれども、しかし、勤務年数30年以上の方が6人ということですが、そういう方は、新たな分野にチャレンジするというのは、また違ってくるかなというふうに思います。

勤務年数30年以上の6人の退職者の方は、定年まであと何年残して退職されたのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 平成28年度において勤務年数30年以上で定年退職を待たずして退職した職員は、6名ございます。このうち、定年まで残り1年の職員が2名、残り2年の職員が4名となっております。

定年前に退職する職員がいることにつきましての町の認識でございますが、退職した理由は個人の事情によるものであり、一概に申しあげることにはできないものと考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） あともう少しで定年を迎えるのであれば、やはり最後まで勤め上げたいというのが人情だと思います。60歳目前ということは、それなりに町の職員としての経験と実績を積んだ方々だと思います。そうした方が、あと少しで定年というところで退職される、新たな人生設計を考えるためということもあり得ないことではないですけれども、やはり勤め続けるのがつらくなったということもあるのではないのでしょうか。

もう一度、そのあたりの認識について、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それぞれの方の個人の考え方でございまして、それぞれ次の人生をどう歩んでいかれるのかということにつきましては、それぞれお考えのもと退職されたものというふうに認識しているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 町の答弁としてはそのあたりかなと思えますけれども、それでは、昨年度の中途退職者のうち教育委員会所管が6人ということですが、その内訳をお聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 先ほど総務部長がお答えした6人のうち1名が事務職、事務方の職員でございまして、残り5人は幼稚園の教諭でございます。

- 議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。
- 6番（平川理恵君） 幼稚園教諭5人のその内訳は、お聞かせ願えますでしょうか。
- 議長（伴吉晴君） 清水教育長。
- 教育長（清水建也君） 経験年数の内訳ということでございますでしょうか。
- 議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。
- 6番（平川理恵君） 各幼稚園のどの幼稚園かっていうことです。
- 議長（伴吉晴君） 清水教育長。
- 教育長（清水建也君） そのままお答えいたしますけども、斑鳩幼稚園で1名、西幼稚園で3名、東幼稚園で1名の計5人であります。
- 議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。
- 6番（平川理恵君） 斑鳩西幼稚園は3名ということですがけれども、西幼稚園の正規職員何人の中の3人でしょうか。
- 議長（伴吉晴君） 清水教育長。
- 教育長（清水建也君） 当時っていいですか、この平成28年度末で言いますと、正職員4名のうちの3人でございます。
- 議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。
- 6番（平川理恵君） 正規職員4人のうち3人が退職されるというのは、通常では考えられないことのように思いますけれども、退職の理由についてはどのように認識されておりますでしょうか。
- 議長（伴吉晴君） 清水教育長。
- 教育長（清水建也君） 退職の理由についてはいろいろでございますけども、新たにですね、地元、自分が住んでいる、在住している市町村の幼稚園の職があったという方もおられますし、体力的に小さな子ども相手もうしんどいという方もおられますし、家庭に入りたいといった方もおられるということでございます。
- 私どもとしてもですね、おっしゃいますけど、3人やめたのは非常にしんどいことで、新たに教員も育てていく必要もありまして、慰留はしたもののご本人の決意が固かったということでございます。
- 議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。
- 6番（平川理恵君） その退職に至った方々が、職場の環境の改善についていろいろ要望はされていたようなことをお伺いしておりますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 職場の改善についてはですね、当然、西幼稚園だけでなく、各小学校、各幼稚園、各中学校からも、予算要望等々の中でいろいろ出てまいります。その中で、実現できるもの、できないものがございます。その中で共有しているという状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） どういう要望があったってということは、それぞれ、ちょっと個人のいろいろなことが明らかになってしまうのがまずいところもあるかなと思いますので、詳しくはお伺いするのは控えますけれども、そのことに対して、教育委員会として何か対応されたことってというのはございますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 施設的なこと、いろいろ、予算を伴うもの、いろいろございます。職場のコミュニケーションの問題もございます。その中で、主に、うち、担当課長もおりますし、指導主事もおりますので、相談に乗りながら、心のケアも含めてですね、行ってきたということでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 町立幼稚園の職場環境のこととか、いろいろコミュニケーションのこととか、いろいろなことがございますと思います。ちょっとこの場でこれ以上突っ込むのは控えたいなと思いますけれども、また決算の委員会などで幼稚園のあり方について、またお伺いしたいと思います。

1問目の休日出勤のことも含めまして、職場の働く環境というのは非常に厳しいものがあるというふうに私は思います。職員の方々が、意欲を持って働きたいと願ってもかなわない、そして志半ばでやめていく、定年まであと少しというところでやめていく、こうしたことについて、町長はどのように思われていますでしょうか、ご認識をお伺いしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 小城町長。

○町長（小城利重君） それぞれ意欲を示してですね、斑鳩町役場に採用していただいたという気持ちは十分あると思います。ただ、職場環境あるいはいろいろな環境等がございますし、また、あと2年残してやめるというのは、職員としての、もうこれで私はやめたいという希望ですから、それはもう一応慰留はしますが、もう本人の希望でございますから、それ以上はこちらとしても言えませんし。



そういうことで、お互いにやっぱり職場環境そのものが、やっぱりみんなと一緒にですね、この町を、明るく住みよい環境づくりをしていくというのが一番大事なことで、また、住民に対するサービスをしていくことが大事でございますから、それをモットーに、やっぱり職員としての自覚と責任を持ってですね、やっていただきたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 意欲を持って働いていくためには、やはり適切な勤務時間、勤務日数、休暇が必要だと思います。また、いろいろとコミュニケーションがとりやすい職場づくりっていうのも必要ではないかというふうに思います。

過日、話題になりました、電通で過労自殺をした女性の社員も、非常に有能で勤勉でした。しかし、それがために、何のために働いているのか、自分を見失い、心を病んで自殺をしてしまいました。

私も議員になって2年と少しですけども、斑鳩町の職員の方々は非常に優秀で、真面目で、熱心に働いておられると思います。だからこそ、努力が報われる、意欲を酌んで働きがいのある職場にしてもらいたいと願っております。町民のために頑張りたい、少しでもよい町にしたい、そう思って骨身を惜しまず働いておられる、そうした職員の思いが報われる町にしていきたいと強く思います。

それでは、最後の質問に移ります。

観光ルートサインの配置計画について、お伺いをいたします。昨年度、観光ルートサインの配置計画を策定されまして、決算書にも321万8,400円とあがっております。この計画がどのような計画なのか、何年までにどのような地域に何台の案内板を設置される計画なのか、概要についてお聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 谷口総務部次長。

○総務部次長（谷口智子君） 観光ルートサイン整備計画の概要についてでございます。

まず、本町では、平成26年2月、奈良県下の市町村で初めて、国からの認定を受けて斑鳩町歴史的風致維持向上計画を策定しており、本計画では、平成26年度から平成35年度までの10年間を計画期間とし、法隆寺周辺の重点区域におきまして、歴史的建造物の保存と活用、町並み等の景観形成、歩行環境の整備、回遊性の向上等に取り組むこととしております。

観光案内サインの整備につきましては、本計画に基づき、本町を訪れる多くの観光客に、本町の歴史、文化、自然に十分親しんでもらえるように、観光歩行経路におきまし

て、町並み景観に調和した観光案内サイン整備計画を平成27年度に策定いたしまして、その整備計画に基づき、サイン配置計画を28年度に策定したものでございます。

サイン配置計画の策定に当たりましては、平成28年度に奈良県において改定されました観光案内サイン整備ガイドラインの内容も考慮して策定しておりまして、法隆寺を中心とする区域、JR法隆寺駅から法隆寺に至る区域、法隆寺から法輪寺、法起寺に至る区域を重点区域といたしまして観光案内サインを配置していく予定としております。

計画内容といたしましては、大拠点といたしまして、広域な地図に基づく面的な案内板の設置を7基、中拠点といたしまして、施設周辺の地図に基づく面的な案内として短冊や矢羽などの設置を5基、小拠点といたしまして、施設の方向や距離などの案内を行う指示標識等を16基、合わせて28基を設置していく計画となっております。

本年度におきましては、大拠点サイン1基、中拠点サイン2基を整備することとしておりまして、具体的な整備内容につきましては、本年度の施行予定箇所との協議が整いました段階で、担当常任委員会であります総務常任委員会にご報告をさせていただく予定としております。

また、次年度以降につきましては、土地所有者等と協議を図りながら整備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 3つのエリアに分けて整備をしていくということですがけれども、整備をしていくその順序とか、今年度設置を予定されているのはどの地域に当たるのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 谷口総務部次長。

○総務部次長（谷口智子君） 今年度の整備につきましては、先ほど3基というふうに申しあげましたけれども、まず、大拠点につきましては、法隆寺の南大門前を予定しております。あと、中拠点サインといたしましては、三町会館前と法隆寺の東大門付近ということで、今、地元、さらには土地所有者等と協議をしているところでございます。

今後におきましては、先ほども申しあげましたが、法隆寺駅から法輪寺、法起寺に至るまでの区域というところを重点区域として定めておりますので、その中で、土地所有者と協議を図りながら整備を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） といいますと、じゃあ、その3つに分かれたゾーンの中の1つのエリアを先に、そしてその次にまた別のエリアにというふうに、エリアごとに整備を進

めていくということによろしいですか。

○議長（伴吉晴君） 谷口総務部次長。

○総務部次長（谷口智子君） サイン配置計画におきましては、まず、1年目におきまして、最も観光客が集まる法隆寺周辺区域を第1工区として、また、その次の年度におきましては、駅から国道25号にかけての区域を第2工区、さらに、第3工区といたしまして、法隆寺北東から法起寺、法輪寺への区域を第3工区ということで、順番に整備するというのを、サイン配置計画におきましては定めておるところでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） それでは、その計画に盛り込まれている案内サインを設置した場合、総事業費として、どのぐらいを見込んでおられるのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 谷口総務部次長。

○総務部次長（谷口智子君） お尋ねの総事業費につきましては、平成28年度に策定いたしましたサイン配置計画をもとに算出をいたしますと、大拠点サインの整備7基で2,600万円、中拠点サインの整備5基で400万円、小拠点サインの整備16基で1,120万の合計28基、総額4,120万を見込んでおるところでございます。

また、この整備に当たりましては、社会資本整備総合交付金を活用することとしておりまして、その財源内訳につきましては、国費が1,075万円、地方債が2,430万円、一般財源が615万円と見込んでおるところでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） この計画全てその設置するのが大体何年度ぐらいを目標にされているのかということと、この28基全てその国の交付金が見込まれるのか、そのあたり、お聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 谷口総務部次長。

○総務部次長（谷口智子君） 先ほど申しましたサイン配置計画といいますのは、28年度に策定いたしましたもので、この計画におきましては3年間で28基という計画にはなっておりますが、先ほども申しましたように、本年度3基という計画が、今のところ、地権者等との話の中では3基というところで進んでおります。ですので、3か年で28基というのが可能かどうかということにつきましては、なかなか難しい面もあるのかなというふうには感じているところでございます。

あと、国費の割合につきましてでございますが、先ほど申しました28基のうち、国庫補助対象になるのは13基でございます。この13基の根拠と申しますのは、先ほ

ど申しあげました斑鳩町歴史的風致維持向上計画に基づきます重点区域といたしますのが、法隆寺の周辺区域というふうに重点区域を定めておりまして、その重点区域におきまして国費の対象となるということでございますので、28基のうち13基が国庫補助の対象となるということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 今年度3基で、3年間に28基全て設置するのは難しいという中で、この28基、もう全て国の国庫補助が取得できる見込みはあるんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 谷口総務部次長。

○総務部次長（谷口智子君） 先ほども申しましたとおりなんですが、まずですね、歴史的風致維持向上計画というものがございまして、その中で重点区域と定めておりますのは、法隆寺周辺、三町、西里、東里、五丁町の区域が重点区域として定められております。その区域におきまして、国における歴史まちづくり法におきまして、国庫補助の対象となるというふうになっておりますので、今、見込んでおりますのは、その歴史的風致維持向上計画における重点区域における整備については国費対象となるということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 歴史的風致維持向上計画の範囲に入っているところについては、じゃあ、国庫補助で財源は確保できるということで理解はいたしました。

今回、その3つのゾーンに分けて整備を計画されたということですがけれども、先ほども風致維持向上計画に入っていないところも計画の中に入っている。また、風致維持向上計画の中に入っているけれども、案内ルートサインも配置場所になっていないところもあると思ひますけれども、この3つのゾーンを設定されたっていうのは、どういう理由なんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 谷口総務部次長。

○総務部次長（谷口智子君） 3つのゾーンの設定ということでございますが、まず、歴史的風致維持向上計画におきまして、斑鳩町のまちあるき観光でありますとか、歴史的建造物、維持保存を進めていく中におきまして、まずは斑鳩町のそういったまちあるき観光を進める重点区域を定めたというところでございますので、そういったところの中から、最も観光客が集まる周辺区域の中におきましてですね、さらに、サイン整備における基準といたしましては、先ほども申しました県で策定された整備ガイドラインの中にも設置に関する基本的な考え方というものがございまして、観光時の主な経路となる

道路の起点、終点や分岐点、交差点等に設置するということが定められており、そういった基準に準じて、歴史的風致維持向上計画を推進する上での協議会等、会議の場におきまして設定していったものでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ということは、歴史的風致維持向上計画を参考にはしているけれども、町として、観光としてここが必要だっというところに設置を計画されたというところの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 谷口総務部次長。

○総務部次長（谷口智子君） 質問者おっしゃるとおりでございまして、斑鳩のまちあるき観光を考えていく上で必要であるという認識をしたところに設置を進めていくというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 当初、観光案内ルートサインを整備するというのを議会でご説明受けましたときに、斑鳩町もやっ和本腰を入れてそうした観光案内板の整備に取り組んでいただけののかなということで私は歓迎はいたしたんですけれども。といいますのも、やはり法隆寺駅をおりた観光客の方が、法隆寺への行き方がわからない。駅前に案内板はあるけれども、そこに書かれている道が実際の道とどういうふうになっているのかもわからない。そういう誘導するようなサインがあればいいのになと思っていたところに、案内板を整備するという町の説明を受けましたので、非常に観光客の利便性が高まるのではないかなというふうに期待はしました。しかしながら、今回の案内板っていうのは、特定の場所において多額の費用を投じることになるというふうに感じます。

もちろん法隆寺駅周辺の観光も大切ですが、やはり紅葉や桜で名高い竜田川とか、三室山周辺とか、斑鳩のいろいろな観光資源、古きよき町並みを残しているところもたくさんあると思います。そういうところが、その重点区域を指定したことによって、ほかの地域の案内板の整備がおくれていく。非常に今回の案内板、多額の費用がかかるというふうに伺っていますので、今後、同じものを町内全域に整備していくという意味で、統一性を持たせる、デザイン性のすぐれた案内板を整備するとなってくると、非常に、さらにコストが、町内全域に整備していくことになると非常にコストがかかるので、なかなか先のことを見越した中では、全体的に設置するのは難しいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そうした町内全体のバランスですとか、古い案内板がそのまま残っている地域もあれば、とてもきれいな見やすい案内板ができて

いるところもあるっていう、そういうところの統一性とかバランスについて、どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 谷口総務部次長。

○総務部次長（谷口智子君） サイン整備における町内全体のバランスにつきましてのご質問でございます。

先ほども申しあげました、まずはサイン配置計画に基づきます重点区域において整備を図っていききたいというところではございますけれども、本計画以外の地域におきましては、歴史的町並みが残る龍田神社を中心とした奈良街道の龍田集落や竜田川のもみじなど自然環境を生かした歴史的風致の維持向上を図っていくための整備も重要であると認識をしているところでございます。

しかしながら、今後の整備につきましては、財源の確保も必要となってくるものであり、財政状況を勘案するとともに、議会ともご相談申しあげながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、県のほうにおきましても、観光ルートサイン整備計画というものが進められておりまして、当然、県と協議もしながら、県全体で統一性のあるサイン計画というものは、もう進められているところでございます。

町のほうのルートサイン整備におきましても、県のほうで考えられておりますそういうサイン整備と整合性を図りながら、同じような、統一性を持ったデザインというところで考えているところでもございますので、ご理解いただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） この整備計画につきまして、これまでのところ、議会に対して、こういう全体的な計画をこういうふうに進めていきますっていう報告がありません。実際見せてはいただいたんですけど、非常にボリュームのある計画なので、それを全て配備していただくというのは現実的にはちょっと無理なのかなというふうに思いますけれども、概要だけでも結構ですので、また、今回、その計画策定費用として決算にも盛り込まれておりますので、できましたら、その決算の委員会にその概要を、どの地域にどういうふうに配置していくのかという概要だけでも提出していただけたらと思っておりますが、いかがですか。

○議長（伴吉晴君） 谷口総務部次長。

○総務部次長（谷口智子君） 計画といいますと、先ほども申しました28年度に策定い

たしましたサイン配置計画に基づく28基の位置図ということになるかと思えます。その計画時点からですね、大拠点の位置、中拠点の位置というものが、実際、今、具体的に地権者と協議をしたりする中におきまして、若干変わっているものもございます。あくまで当初の配置計画の図面ということで配付をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） それでは、また決算の委員会で議論させていただきたいと思いますので、以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、6番、平川議員の一般質問は終わりました。

10時45分まで休憩いたします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（伴吉晴君） 再開いたします。

次に、4番、小村議員の一般質問をお受けいたします。

4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従って、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、全国学力・学習状況調査の結果についてであります。

先日、県の発表がございましたけれども、私、2年前に同様の質問をしております。

その平成27年度から平成29年度までの学力調査の結果の推移について、お尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今さら申しあげることではないかも知れませんが、この全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題の検証を行い、その改善を図ること、また、本調査の結果を児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に、文部科学省が平成19年度に再開しておりまして、本年度は、4月の18日に全国の小学校第6学年と中学校第3学年の全児童生徒を対象とした悉皆調査方式により実施されたところでございます。

本町におきましても、町内の3小学校、2中学校を対象に、教科に関する調査として、国語、算数、中学校は数学、主として知識に関する調査と活用に関する調査、A問題、B問題といいますが、それを行うとともに、生活習慣でありますとか、学習環境等

に関する質問調査を行ったところでございます。

その結果、今、ご紹介ございましたように、去る8月の28日に市町村教育委員会に通知がなされたところでございます。しかし、その公表につきましては、国の実施要領に基づいて行うこととされておりました、市町村ごとの序列化や過度の競争につながらないよう配慮が必要とされることから、市町村別でありますとか、学校ごとの公表は行っておりませんので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

ご質問の本町の学力に係る調査、いわゆる教科に関する調査につきまして、3小学校を合わせた3年間の教科の平均正答率の推移でございますが、平成27年度及び平成28年度では、全国及び奈良県の平均正答率より若干低くなっておりましたが、本年度、平成29年度におきましては、全国及び奈良県の平均正答率よりも高くなっている状況でございます。

次に、中学校でございます。2つの中学校を合わせた3年間の平均正答率の推移でございますが、平成27年度、平成28年度、そして本年度、29年度、いずれにおきましても、全国及び奈良県の平均正答率よりも高くなっている状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、教育長の答弁ありましたけれども、前回私が聞いたときは、小学校ですね、が奈良県の平均よりも若干正答率が低いということで心配しておったところなんですけれども、今回は、小学校も中学校も、全国、奈良県の平均よりも高いということで安心いたしました。

今、教育長、国の実施要項に基づいて一定の配慮が必要というようなお話をされたと思うんですけれども、市町村ごとには公表しないということなんですけど、県別では調査出ているので、今後、私は、町内の中学校、どこの中学校、どこの小学校っていう、そういった学力調査は公表することはないと思うんですけれども、ほかの市町村と比較することは必要になってくるのかなというふうに、そういった認識を持っております。

そして、斑鳩町の子育て世代の人口流入の武器として、教育水準を上げていくと。そして、教育水準が高いから斑鳩町に住もうと思ってもらえるような、そういった状況をつくる、そういったことを考えるとですね、やはりほかの市町村との比較ということも必要になってくるのかなという、私は認識を持っています。

これについては、国の動向を見ながら、また、近隣の市町村など学力調査の公開を行っている地域、また、学力調査をほかの市町村と比較している地域、そのメリット、デメリットを調査研究していきながら検討していただきたいと思います。



今回は、検討の要望だけさせていただきます。

続いて、学習状況調査について、この3年間の推移についてはどのようになっていますでしょうか。学習意欲の、国語の勉強が好き、算数、数学の勉強が好き、規範意識、そういったものについて、お答えいただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 学習状況調査の3年間の推移でございます。若干長くなりますが、よろしく申し上げます。

生活習慣等に関する質問紙調査でございますが、まず、学習意欲の1つでございます、今、議員さんおっしゃいましたように、国語の勉強が好き、算数、数学の勉強が好きな3年間の推移でございます。

最初に、小学校の、国語の勉強が好きについてでございますが、平成27年度及び平成28年度ともに、6割に近い児童が、好きである、どちらかといえば好きであると肯定的な回答をしておるわけでありまして、全国及び奈良県の平均よりは、6割では平均よりは低いということでございます。一方、本年度は6割を超える児童が肯定的な回答をしておりまして、全国及び奈良県の平均よりも高くなっている状況でございます。

また、小学校の、算数の勉強が好きにつきましては、平成27年度及び平成28年度ともに、これもほぼ6割の児童が肯定的な回答をしておるわけでありまして、全国及び奈良県の平均より低くなっていた状況でございますが、本年度は7割を超える児童が肯定的な回答をしておりまして、全国及び奈良県の平均よりも高くなっている状況でございます。

次に、中学生でありますけれども、まず、国語の勉強が好きということにつきましては、平成27年度、平成28年度ともに、ほぼ6割の生徒が肯定的な回答をしております。また、全国及び奈良県の平均とほぼ同じとなってございました。ことし、本年度につきましては、7割に近い生徒が肯定的な回答をしておりまして、全国及び奈良県の平均よりも高くなったということでございます。

また、今度は、中学校の数学であります。数学の勉強が好きという問いにつきましては、平成27年度、平成28年度、それぞれ、そして本年度ともに、これはほぼ5割の生徒が肯定的な回答をしておりまして、全国及び奈良県の比較においてもほぼ同じか、少しですが低くなっているといった状況でございます。

続きまして、規範意識に係る主な項目の3年間の結果についてであります。

最初に、小学生の、学校の決まりを守っているという設問について、肯定的な回答を

した児童は、平成27年度では9割に近い児童が肯定的な回答をしておりまして、これは、全国平均よりは低くなっておりますけども、奈良県の平均よりは高くなっていたということでございます。平成28年度、昨年度でありますけども、これにつきましても、平成28年度でも同じく9割に近い児童が肯定的な回答をしておるわけでありまして、これも全国及び奈良県の平均より若干低くなった状況でございます。そして、本年度、平成29年度につきましては9割を超える児童が肯定的な回答をしておりまして、全国、奈良県の平均よりも高くなったということでございます。

次に、設問が、いじめはどんな理由があってもいけないという質問に対しては、どんな理由があってもいけない、またはどちらかといえばそうであるという肯定的な回答をした児童が、毎年度ほぼ全員が肯定的な回答をしておるわけでありまして。また、平成27年度では、全国及び奈良県の平均より高くなっておりまして、平成28年度では、全国、奈良県の平均より、少しですが低くなっております。その中で、本年度におきましては、全国、奈良県の平均より高くなったということでございます。

次に、将来の夢や目標を持っているでは、持っている、またはどちらかといえば持っていると回答した児童、平成27年度では8割に近い児童が肯定的な回答をしておりまして、全国及び奈良県の平均より高くなっておりまして。平成28年度では8割を超える児童が肯定的な回答をしておりますが、これは全国及び奈良県の平均よりも若干低くなったところでありまして。本年度につきましては、8割に近い児童が肯定的な回答をしておりますが、今年度も、全国、奈良県の平均よりも若干低くなったところでありまして。

続きまして、中学生の状況であります。

学校の規則を守っているという設問につきましては、肯定的な回答をした者は、平成27年度、平成28年度ともに9割を超える生徒が肯定的な回答をしておるわけでありまして、全国及び奈良県の平均よりも若干低くなっている状況であります。本年度、平成29年度は、ほぼ全員の生徒が肯定的な回答をしておりまして、全国及び奈良県の平均よりも高くなったということであります。

次に、いじめはどんな理由があってもいけないという設問に対しましては、肯定的な回答をした生徒は、毎年度ほぼ全員が肯定的な回答をしておるわけでありまして、平成27年度、平成28年度については、全国及び奈良県の平均より低くなっておった状況であります。一方、本年度は、全国及び奈良県平均よりも高くなっております。

最後に、将来の夢や目標を持っているでは、肯定的な回答をした生徒は、毎年7割の生徒が肯定的な回答をしておるわけでありまして、平成27年度、28年度ともに

全国及び奈良県の平均より若干低くなっておりましたが、本年度につきましては、全国及び奈良県の平均よりも高くなったという状況であります。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、あげてもらった学習状況調査では、小学校は、国語、算数ともに肯定的な回答をされている割合が多くなっている。また、中学校についても、国語は肯定的な回答が多くなっている。それが学習状況と学習結果にもあらわれているのかなというふうに思うんですけど、数学が横ばいで、全国や県より少し低いという答弁でしたので、全体的に見ると、数学は横ばいで全国、県より低いということでしたけれども、全体的に見ると、学校の先生方の頑張りがこの調査に反映されているのかなと思います。

また、中学生の数学については、今後、今、全国や県よりも低いということですので、今後対策を講じていただきたい。全国、奈良県と比べても低いということですので、この課題を認識していただいて、電子黒板、使用するなど、より生徒が興味を持っていただけるような工夫をしていただきたいなど。また、現場の先生方同様、教育委員会の方々にもお願いしておきます。

また、具体的に私のほうからも、前回ですかね、ICT機器使うなども前回提示させていただいております。興味をひくという点では、ここ数年、タブレットという、タブレットの普及で子どもたちには身近なものになっております。また、興味をひくという点でも、今、子どもたちはタブレットを使うことによって学習意欲が上がるというような調査も出ておりますので、その点をご検討いただきたいなと思います。

また、規範意識についてもですね、それぞれの項目で、全国平均よりも下回っていた項目が、今回は全国、県平均よりも高いというような、特に規範意識については、ちょっと低いというような調査の数字が出ていたというふうに記憶しておるんですけども、今回は平均よりも高いということで、安心しました。

この3年間の学力・学習状況調査の結果について、今、聞かせてもらった範囲では、全体的によくなっているという認識ですが、これについては、どのような取り組みが効果を発揮され、どのようなことを今後は改善していかなければいけないというふうに町の教育委員会としては分析されておりますか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 毎年、教育委員会では、学校の学力担当といたしますか、生徒指導等々いろいろございますけども、校長とその担当の教諭を、教育委員会に来ていただ

きまして、ヒアリングを行っております。

どのようなヒアリングかということでもありますけども、学校の授業改善の取り組み、どのようにしているのか、また、児童生徒の規範意識、学習習慣が学力にどのように影響しているのかといった相関関係の分析も含めてですね、ヒアリングを行っております。

その結果を踏まえまして、授業力の向上でございますとか、家庭学習の定着及び充実に主眼を置いた学力向上を目途としたヒアリング、これから実際にどうやっていくのかといったことも指導をしながらヒアリングを行って、授業改善に効果のあった取り組みにつきましても、さらに改善を目指した取り組みを展開していくとともに、ほかの学校にも紹介をしていくといった取り組みもしております。

そうした展開につきましても、今後も、ことしもそうでもありますけども、ヒアリング等々行う中で実施してまいりますし、毎年秋に教育委員さんが学校訪問をされるわけでもありますけども、そのときの各教職の先生方の授業の状況等々をそこで見ながらですね、短い時間ではありますが、見ながら、そうした指摘等々について生かされているのか等についても検証してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、しっかりと学力・学習状況調査、分析していただいて、次に生かしていただきたいなと思います。

また、昨年の9月から始まった放課後学習支援制度、私も一般質問で要望させていただきましたがけれども、今回は、学力調査まで6か月余りだったので、どこまでこの効果が反映されているのかっていうのはわかりませんが、今後、継続的に続けていただきたい。また、指導員の確保がかなうのであればですね、この長期休暇、これまでも夏休みもありましたけれども、そういった指導員の確保ができるのであれば、こういった長期休暇の夏休み、冬休み等は一番生活リズムが崩れやすかったりもしますので、そういった点も広げていただきたいなという願いも持っております。この点、その指導員の確保等の状況を見て、お願いしたいなと思います。

また、この点についても、今後、いろいろな話をさせていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

それでは、続いて、次の質問に移らせていただきます。

2問目は、斑鳩町の意味決定のあり方についてでございます。

この2問目なんですけども、斑鳩町が各種の事業や施策について重要な判断を示す際、庁内ではどのような会議を開き、どのようなメンバーでどんな議論を積み重ねた上で結

論を出し、その意思決定をされるのか、そして意思表示をされるのかをお尋ねいたします。それぞれの事案により、ケース・バイ・ケースでいろいろな事案があると思いますので、本日は、太子道日本遺産認定推進協議会から斑鳩町が突然脱退した際の意思決定の手順について、お伺いいたします。

この太子道日本遺産認定推進協議会からの脱退なんですけれども、私のほうからちょっと説明をさせていただきますと、ことし5月29日に太子道日本遺産認定推進協議会から斑鳩町が突然退会をする意思表示をしたということについて、テレビや新聞で大きく取り上げられました。そのことを受け、多くの住民の皆様から、なぜ退会することになったのか、斑鳩町議会ではどんな議論をしたのかというお問い合わせは多く私のもとにも寄せられました。正直、私自身も、このマスコミ報道でそのことを知った立場でしたので、住民からの皆様から寄せられるご質問にはその場ではお答えすることができませんでした。

6月14日に開催された私も所属する総務委員会で、その内容については議論させていただきました。その際、町長は、協議会の退会については全く考え直すつもりはないというような明言をなさいました。その委員会では、ほかの委員からも、町議会に対してこのような重要な事案、これを事後報告で済まそうとする、これは議会軽視だというような意見まで飛び出しました。

その後、6月28日に開催された太子道日本遺産認定推進協議会では、斑鳩町が欠席の中で、斑鳩町の退会意思を受けて、不本意ながらも協議会を解散せざるを得ないという道を選択されました。

もう既に協議会は解散されてしまっていますので、本日はですね、そのときの斑鳩町の判断が正しかったのかどうか、そういった質問はいたしません。本日この一般質問でしていきますのは、本日お聞きしたいのはですね、退会の意思決定をなさった際の決定に至るプロセスについてであります。今回のことをしっかり検証し、私は今後にしっかりと生かしていただきたいな、生かしていく必要があると思います。

まず初めに、町内でこの退会の意思決定される際ですね、どのようなメンバーで、どのような議論をし、どのような意見が出て退会という意思決定に至ったのかをお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今回、太子道日本遺産認定推進協議会の脱退を具体的な例としてされておりますので、私のほうからお答えをさせていただいておりますけれども、本年

4月の太子道の日本遺産認定の不採択を通知を受けまして、事務局であります王寺町におきまして、今年度に認定されました竹内街道などの事例でございますとか、太子道におけるストーリーの分析の取りまとめが行われたところでございます。そして、その報告と今後の工程等々の説明もございました。

こうした動きを受けまして、庁内におきまして、私、副町長等々、この件について協議を行う中で、これまでの文化庁との協議内容からして、太子道をテーマとしたものでは日本遺産の認定は難しいのではないかという結論に達しまして、町長に説明をした上で、決裁をとらせていただきまして、町として退会の決定をしたということが経緯でございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、いろいろ理由をいただいたんですけども、その理由に関しましては、太子道の、この道というものでは次は難しかったと、そういった認識もあったのかもしれませんが、これはどのような決定方法で、どのような書類で、どのような判こを押されて、印鑑を押されて、この意思決定はされたのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、説明をさせていただいたんですけども、町長決裁をとらせていただいて、件名につきましては、太子道日本遺産認定推進協議会の退会についてという決裁を上げさせていただいて、町長の決裁いただいたということでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 私がお話を聞いたときにはですね、こういった、この伺い書っていうんですかね、こういったものにそれぞれ判こを押されて決裁をとられたというふうに私はお聞きしているんですけども、それでよろしいですか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） はい、そのとおりで、伺い書によって担当部長、次長、合議もらいながら、私、副町長、町長の順で決裁をとったところであります。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） この作成をされたのは、誰でしょうか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 起案者は、私ども生涯学習課の課長補佐の平田でございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、生涯学習課の課長補佐のほうから上がってきたということな

んですけれども、今回、この伺い書に、もう1枚書類がついていたんですよね。その書類については、前回、総務委員会のお示しいただきましたこの推進協議会のこの1枚、この2枚が回覧されたということによろしいですか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 6月の14日に皆様に提示をさせていただきました平成29年5月29日付けの王寺町長の太子道日本遺産認定推進協議会の会長宛の文書をつけて、決裁を上げたということでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） これ、私、思うんですけど、これを皆さんが見て、順々に印鑑をつけて決裁されたということですね。その、そういった場合に、何か皆さんでお話しされた、この決定をするということに対していろいろな議論というのはあったんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 当然、いろいろな、ほかの場合でも同じでございますけども、突然、町長決裁上げるということではございませんで、それまでに、私なり、副町長なりを含めてですね、担当課長、担当委員等々、いろいろ話をする中で、どうしたものかという中で、結論が出て、それで決裁をとろうという流れで、このときの起案者は平田と申しあげましたけども、平田が直接の、一番担当でありましたので、平田が適当ということで、平田が起案者になったということでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） そうしたら、これ、起案者が上げていって、その作成段階ですね、この起案者の作成段階で、町長の意向っていうのは含まれていたんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 当然、決裁上げる前に、ご意向もお伺いをしたところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） そうしましたら、この伺い書っていうのが、町長の意向をもとに作成されて、回覧されたという理解でよろしいですね。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 最終的にはですね、決裁権者は町長でございます。その意向があったからやったということじゃなくて、私が再三申しあげておりますように、今までの、

斑鳩町と王寺町、ペアでですね、文化庁に何回も足を運んだりしている中で、竹内街道だけが、ほかのもありますけども、街道としては竹内街道が採択されて、うちは不採択になった理由等々、いろいろ、担当等々から説明を聞く中で、このままこの形で進めていっても不採択になる可能性が大きいんじゃないかという中での結論ということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） すみません。質問がかぶってしまうかもしれないんですけど、そのメンバーで、1つのテーブルで、会議という形で議論を交わしたということはありませんか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 一堂に会してってということではございません。必要に応じてメンバーはかわっておりますけども、意思決定を、最終、まとめるための起案であります。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、この意思決定のあり方が本当に正しかったのかっていうのは、私、少し疑問に思います。というのは、皆さん、議論されていなくて、この起案書が回ってきて、印鑑を押していったというわけですね。

議論はされていないでしょう。その1つのテーブルでは議論されていないということですよ。

いろいろな意見が。私、やはりこういった、重大な決断だと思うんですよ。他の市町村を巻き込んでいる重大な決断であるので、そういったことがもう少ししっかりと、皆さん1つのテーブルでいろいろな意見を聞きながら議論されるべきではなかったのかなということを私は感じます。

それにつきましては、どのような意見でしょうか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 私がお答えしているのかどうかあれですけども、いろいろな議論が交わされ、同じテーブルで交わして結論が出るというのは一番ベストかも知れません。でも、いろいろな仕事を持つ中で、個別にいろいろ話をする中で、担当の意見、もしくは私の意見、部長の意見等々をお互いに交わす中での結論という中での最終まとめという形で意思表示、意思決定をするための伺い書でございまして、全然全く何の議論もなしに上から押しつけられてやめたんだということでは決してございませんので、その点、ご了解を賜りたいと思います。



○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 個々には議論されていたけど、1つのテーブルではなかったという事ですよね。はい。

私は、今回の決断がすごく重要な決断だという認識なので、時間等、それを考慮しても、1つのテーブルでしっかりと議論をして、いろいろな意見を聞きながらこの決断をするべきではなかったのかなというふうに思います。

それではですね、続いてですね、意思表示のあり方について、お伺いいたします。

今、意思決定についてはそういった形でされたということがわかってきたんですけども、意思表示についてはどのような。この、今、私が持っておりましたこの太子道の推進認定協議会、この退会届、この1枚を構成団体への意思表示をされると、この意思表示の手法については、どういった議論をされたんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 意思表示、退会の意思表示については、この協議会の規約にも退会届を提出するものとするとして書かれて、明記されておりますので、その手続きに従ったということでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 私もその退会する上で退会届を出すというのはわかるんですけども、私がちょっとわからないのは、この手法についてなんです。この意思表示の手法が、なぜ推進協議会に出席して、この意思表示を斑鳩町がされなかったのかな。これを紙1枚で回って意思表示をされた。これに対して疑念の声が上がっているというところなんです。

この意思決定については、この、今、印鑑を押された方々から、誰からも意見が出なかったんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 規約上そういった手続きについて明記されているものに従うことについて、特に異論はないということであります。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 規約は、退会届を出すという規約ですよね。それを推進協議会に行かなくて出すこと、可能ではあると思うんです。ただ、推進協議会にそれを持っていて、推進協議会の場で説明して退会するっていう方法もありますよね。その中で、退会届を出すだけで終わったということに対して、ほかの市町村からの声が上がっている

と思うんですけども、その点、いかがですか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 手続き的にはいろいろあるかも知れませんが、今おっしゃいましたような形もとる方法もあったかも知れませんが、手続き的にはそういったことで可能だということと、それだけでは、ほかの市町村にもですね、全く突然斑鳩町が脱退したという、会長のほうから知らされたということよりも、直接ですね、斑鳩町のほうからその意思表示をする、したということで、私と副町長と、それで担当部長等と分けてですね、関係市町村、お寺、全部回らせていただいて、こうこうこういう理由で退会することになりましたのでよろしく申し上げますといった説明を加えたということでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 私が言ったように、推進協議会で説明する方法もあったと、今、教育長もおっしゃっていただいたんですけども、私、今、この判こを押された、また斑鳩町の職員さん、非常に優秀な方々である、私も信頼を置いている、その方々が、この紙1枚でですね、それで構成団体を回ってですね、意思表示をするということに対して、意見がなかったということに対して、少し疑問を抱かざるを得ないんですけども、やはり推進協議会に出て、しっかりと説明してやめるべき、そういった意見が出なかったんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 何度も同じ答弁をするようでございますけども、手続き的には、退会の手続きはそうした届けを出すといったものでございますので、それに加えて、関係市町村、お寺等々、説明に回ったということでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 教育長が言った答弁、わかるんですけども、それよりも、推進協議会に出て、説明を申しあげて、退会届を出すほうが丁寧だというような意見が出なかったんですか。その選択肢はなかったんですか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 何回も同じことを申しあげますけども、選択肢というよりも、手続き的には退会届を出すといったことで規約に載っておりますので、それを皆さんとしたということでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 私は、退会届出すことに対しては、全然、出さなければいけないのでね、出したらいいと思うんですけど、それが構成団体を回る手法だったのか、それとも推進協議会で説明して退会届を出す、どちらの方法がよかったのかなっていう、この段階でいろいろな議論があったのかな、例えば誰かそういった意見を言われる方はいなかったのかなということをお聞きしているんです。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） ございませんでした。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、ございませんでしたという答弁だったんですけど、これ、推進協議会に出て説明するっていうことを、僕、優秀な斑鳩町の職員さんがですね、気づかないわけがないというのが僕の認識なんです。

これ、やっぱり、筋道の話で言うと、推進協議会、これ、いろいろな構成団体も斑鳩町と王寺町の連名で誘っておられますよね。その中で、斑鳩町が紙1枚で抜けると言ったことに対して不満が上がっている。

この意思の表示の仕方について、町の職員さんが、今、印鑑をつかれた方が、推進協議会に出席をして、説明をして退会届を出してくださいと、こういったご意見をお持ちでなかったのか、それとも言えなかったのか、そういった意向があったのか、それ、どうかわかりませんが、それを、そういった議論がなかったということが、私は不思議でなりません。

さらに、前回、6月14日ですかね、総務委員会、私、質問させてもらったときに、早く意思表示をする、新たな取り組みに入っていくことが大事だという答弁もございました。これ、7月7日に、僕もこの時系列、奈良日日新聞で知ったんですけども、記事の中に一連の時系列で書かれておりますけれども、この記事によるとですね、市町村長、団体代表者に対して、平成29年度日本遺産に認定されなかった経過報告及び継続申請に関する検討のための推進協議会の開催日程の調整開始、これが5月23日になっているんです。そして、5月29日に斑鳩町が、副町長が同日付けで退会届を王寺町の総務部長に手渡されていると。そして、6月8日には協議会が開かれておるわけです。では、この記事見えますと、次の開催日が6月8日。

では、推進協議会に出席して脱退の意思表示をする、今回の、5月29日に紙1枚で脱退の意思表示をする、これは1週間しか違わなかったんですよ。早く意思表示をして新たな取り組みに入っていくことがすごく、そういったことが大事だというような、

前回、総務委員会で答弁ありましたけれども、これ、1週間早めることでどれだけの利益があったんでしょう。

この紙1枚の通知で生み出してしまった不利益、すなわち周辺市町村、関係団体との関係に亀裂が入ってしまったことへの不利益、これは明らかに、この紙1枚の通知で生み出してしまった不利益、これが多いのは明らかだと私は思うんですけど、この点については、いかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 周辺自治体との意思疎通等々、友好関係等々、ひびが入ってどうしようもなくなるんじゃないかとご心配いただいておりますけれども、この後、退会届を出した後でもですね、近隣の方々といろいろお話をする中で、そうした雰囲気については、私は感じておりません。

これからも4町で1400年御遠忌に向けていろいろやっていこうよみたいな話も、奈良県内でもね、そうでございますけれども、その中で、これからも協力をし合っていこうねという形で意思疎通はできているというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 私が言った、この1週間を生み出すことの利益、それと、亀裂がないということで、不利益はなかったということでもいいんですか。利益のほうが多かったということですか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 利益、不利益、どちらが多かったということではなくてですね、私どもが、5月の30日でしたか、皆さんに、関係市町村、お寺回ったときに、その日程、6月8日に協議会が開催されるということについてはまだ全然決まっていなかった状況でございまして、そのことは、それは開かれるから先に回ったということでは決してございません。

そうやって回らせていただいたことで、そのときに、私、回らせていただいた市町村、磯城郡の3町、それと安堵町、それと香芝にも行かせていただいたんですけども、理解は、了解はしていただいていると。何でやねんっていうことすらその段階では全然聞いておりませんでしたので、回ったということがむしろ好意的にとられているのじゃないかという感触がございました。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、回ったことが好意的にとられているっていう意見やったんで

すけど、それ、後でちょっとさしてもらいたいと思うんですけども。

今、そういった、6月8日、その段階では決まっていなかったってことなんですけども、5月23日にもう日程調整開始されているわけで、これが1週間でなかったにしろ、例えばこれが1か月後だったにしろ、やっぱりこの周辺市町村、今、認識としては亀裂が入らないという認識なので、ここはちょっと議論にはならないんですけども、私は、やっぱりその期間、1か月であっても、次の幹事会が1か月であっても、しっかりと推進協議会で説明するべきだったというふうに思います。

そして、その声が上がっているってということも、次、するんですけども、いずれにしてもですね、この協議会の中で、日本遺産認定に向けて次年度以降取り組むのか、道では無理やったら違う枠組みをつくる、それでもいいんですけども、まずは推進協議会の中でしっかりと説明する。そして、諦めるとか、そういった議論をし、態度を示すのが、私は当たり前の対応だった。だからこそ、これだけマスコミの方にも取り上げられ、そして周辺の市町村からも声が上がっていると私は思っております。その手順を踏まずにですね、何の前ぶれもなく、協議会会長にこの紙1枚で退会的意思を表示した。これのほうがよかったという認識なんでしょうけれども、そういった事実っていうのは、関係団体に大変な不信感を抱かせてしまったと私は思います。

そして、関係団体に対しても、私たち町議会に対しても、全てが意思決定をした後の事後報告でした。関係団体にとっては、やはりこう、斑鳩町さんには軽く見られているなっていうような思いも私は聞いております。私たち町議会も、こういった言葉を聞いて、私自身も残念な思いをしておるところです。

これだけのいろいろな波紋があるんですけども、町長、これ、決裁の最終権者は町長になっているわけでございます。そしてこの意思表示についても、町長が決裁を押し、そういった形で回るということも了承されているはずだと思うんですけども、町長は、これについて、どう思われますか。

○議長（伴吉晴君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、教育長申しますように、各担当の関係、あるいはまた教育長、あるいは副町長が決裁を上げてきたという中で、私は、最終的にやっぱり辞退をすべきだということに至ったわけでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 僕ね、辞退を、これ、この推進協議会からやめるということは、僕、構わないと思うんですよ。これ、道の関係ではもうやはり難しいと。ただ、ほかの、

今回、日本遺産17団体認定されたうち9団体はまた継続で、ちょっと形を変えているところもありますけれども、継続でやっておられますし、この日日新聞では、2、3回チャレンジして認定してもらおうという共通認識の中で動いていただけに残念というようなコメントをされている首長さんもございます。

その中で、今、町長おっしゃったように、この方法が本当に正しかったと町長が思いになっているのかっていうのが、今、答弁であらわになったんですけれども、私ね、やっぱりこの。職員さんはね、つき合いていうのがなかなかないかもしれないですけど、政治家っていうのはね、やっぱり外でのおつき合いがすごく多いと思うんです。町長もいろいろなおつき合いされている中でですね、これ、関係団体に対して不信に思われるっていうような、こう、センサーっていうのがね、働かなかったのかなっていうのが、私、ちょっと残念なんです。

町長、本当にまめでというような、まめでいろいろなところに顔を出されるというようない評判も聞こえます。その町長、おつき合いを大事にされている町長が、今回、この推進協議会で、推進協議会の場に行ってちゃんと説明し、退会届の意思を発表すべきだっていう、町長決裁の時点ですべきやったと私は思うんですけど、その点、いかがですか。

○議長（伴吉晴君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 先ほども申しますように、これはもう政治家の決断でございます。やはり辞退をしたほうが、これはもう継続するというよりも、もう辞退ということで、それで一応終わると思っています。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 政治家の決断ということで、町長の政治決断だということですね。はい。

じゃあ、これ、この決断に対してですね、やはりね、すごく厳しい声が上がっています。新聞等でも、聖徳太子が泣いている等の記述もありますしね、独善主義の斑鳩町というような言葉もありますしね、これ、私は思っているだけで、町部局の方は認識されていないのかもしれません、今の答弁を聞いているとですね。ただ、やはりそういった声があるということは、しっかりと、私、お伝えします。

斑鳩町のこの意思決定、意思表示、このあり方については、今回、本当にまずいと私は思います。これを1つの教訓とすべきであると、そういった出来事であると私は思います。そういった私の思い、しっかりと受けとめていただきたいと思います。

そういった思いを申しあげ、次の質問に移ります。

それでは、3番目の質問です。少し2番目の質問とかぶるんですけども、周辺市町村や関係団体との友好関係について、お尋ねいたします。

最近、私は、昔、私が20代のころですね、20代前半のころは、斑鳩町さん、すごいよね、よく頑張っているよねっていう声をよく聞いて、すごく斑鳩町にいてることが私は誇らしかったんです。ただし、今、町外から聞こえる声、それはやっぱり、斑鳩さん、お願いしますよ、今回の太子道の件、影響は大きいよ、小城さんになかなかみんな言えないと思うけど、斑鳩町、頼むよ、そういった声が、実際、私、周辺市町村長、市会、市町村会議員、そういったことが言われることが非常に多くなってきました。

この太子道日本遺産認定推進協議会、この脱退でも、やはりこの紙1枚で通知してきて、説明したと、そういつて斑鳩町さんは思っているみたいやけど、何回読んでも、これ、「斑鳩町では」、この文面なんですけども、私たち、王寺のこの推進協議会の会長、平井町長宛に送られたこの中の、「斑鳩町では今後、聖徳太子千四百年御遠忌に向けて機運の醸成を図っていくなかで、様々な事業展開を検討してまいりたいことから、このたび太子道日本遺産認定推進協議会から退会をさせていただきたいと考えております」、これが理由なんですね。この理由が、やっぱり納得できないと言われている市町村さんが非常に多いんです。

私ね、この質問するために、構成団体、斑鳩町以外の13団体、全てとはいきませんけれども、いろいろな団体、回りました。首長さんにお会いして、話も聞きました。議員さんにも話を聞きました。担当課にも話を聞きました。その中で、出てきた言葉が非常に厳しかった。この、今、私が読み上げたこの退会届の理由、これ、本当にこれが脱退の理由になっていない、理解できないと言われているんです。私自身も、そう思います。

この6月14日、総務委員会で、今ご答弁されていますけれども、斑鳩町はきちんと構成団体に紙を持って説明しに行っている、納得いただいているというような、今、答弁されていますけれども、今の話を聞いても、その認識をお持ちですか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 確かに一部ではそういった、今ご紹介をいただいた声もあるやに聞いておりますけども、私がほかの町、主に教育長でございますけども、お話等々する中では、そうしたことはないというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） それは面と向かっては多分言われたいとは思いますが、やはり、やっぱり面と向かって、教育長同士で、斑鳩町さん、あれはないよってなかなかやっぱり言えないとは思いますが。

ただね、やっぱりそういった中で、今、きちんと説明して回っているから大丈夫っていう認識をお持ちですけどね、回った構成団体の中で、全部、ちゃんと担当課に説明、もしくは副町長、町長に説明って、されているんですか。

○議長（伴吉晴君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 全て町長、副町長には説明はいたしておりません。そのとき持っていったら、たまたま僕行ったときも、私行ったときも、副町長に訪ねていきましたけども、お留守でしたので、総務部長にお話をさせていただいたということでございます。

今、いろいろご質問されております。いろいろなご意見がございます。報道、また新聞報道された中で、いろいろございます。その中で、ずっと日本遺産に、申請の段階ですわね、段階からのやっぱりいろいろな文化庁とのやりとりもございます。担当がいっぱい行きますからね。そのやりとりがございます。それと、各市町村が太子道に対しまして今までどうであったか、過去どれぐらいの事業をしてこられたかということもございます。

今、いろいろご意見言われておりますけども、皆さん、新聞報道、ああそうか、当初はね、ああ、斑鳩脱退するねんという感覚だったと思うんですわ。新聞報道見てからね、いやいやいやって、だんだん大きくなってきたんです。といいますのは、やっぱり日本遺産申請している段階で、非常に温度差があるんです、各市町村。もう名前だけ、はっきり申しあげまして、各市町村に1つだけポイントあるとしますわね。聖徳太子に関係するポイントがあったら、そこへ上げておいてもうたらそれでええわなという感覚、ありますやんか。そういう感覚できている市町村も相当ありますので、そこら、その温度差あって、私とか教育長が回ったときのその反応ですわね、反応については、そういう、先ほど教育長した答弁だと思うんです。

ただ、新聞報道ないしはテレビの報道にあった後で、こういう方向性になってきたと。それで、あとはやり方が悪いん違うかと。個々に行ったけどもやっぱりやり方が、やっぱりその協議の場で言うべきではなかったかというご意見もいろいろなところから、それは聞こえてきますわね。いろいろなご意見、意思表示する方法としてはいろいろな方法があると思いますけども、そういうことです。



ただ、今申しあげましたように、私は、その町村に行って、副町長ないしは担当部長には会いに行って、説明はしておるということでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、副町長から答弁ございましたけれども、いろいろな協議をして、正直私もね、これ、日本遺産、今回すごく勉強させてもらったんですけど、やっぱり道ではしんどいなってというのは、正直、感じました。だから、この太子道推進協議会からは、太子道ではもう厳しいなっていう感覚も持っています。でも、私は、意思表示の仕方としてはこれはおかしいというふうに申しあげているんです。

その中で、私が今聞いたのは、全ての市町村に説明を行かれていますかっていう問いだったんです。副町長が行かれたところに関しては、副町長、しっかりと説明したということですね。ほかの13団体については、ほかの、副町長が行かれた以外の団体についても、全てちゃんと説明しているという認識ですか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） はい、そのとおりでございます。私が行かせてもらったのは、先ほど申しあげた市町村でありますし、総務部長と総務部次長が行ったそれ以外の市町村についても、ちゃんとそれなりの説明をしておりますし、私の場合ですと、ほとんど教育長とお話ししたんですけども、三宅でしたかね、担当部長、まちづくりインセンティブ部長とお話ししたときに、きょうは町長も副町長もおりませんので、私のほうからちゃんと説明をしておきますといったこともございましたので、ちゃんと上には上がっているというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、教育長の答弁やったんですけどね、私が聞いたところで、もう、私がこれ聞いたので、まず、事実認定をさせてもらいたいですけれども、橘寺、この橘寺に対しては、しっかりと説明されていますか。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 橘寺につきましては、私と総務部次長のほうが行かせていただきました。そうした中で、きょうご住職おられますかということだったんですけども、あいにく留守をしておりますので、そこのおられた担当の方に、こうこうこういうことで参った次第でございますと、つきましては、ご住職にお願いしますということで帰った次第でございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） これ、問題ですよ。これ、説明されていないという認識をお持ちになっても仕方ないですよ。私、橘寺さんから聞いたわけじゃないんですけど、ほかの市町村の首長さんが、橘寺さんには、斑鳩町さん、紙1枚持って行って、門の方に渡されたと。その門の方が新人だったので、何のこっちゃわからなかったと。

今、私、ずっと言っているのはね、何で太子道日本遺産認定、この推進協議会から離脱するのかっていう理由をね、しっかりと、行って担当課に説明する。このままでは日本遺産の認定が太子道ではできないという考え方で、また違う枠組みをつくっていきたい、それをしていくっていうような説明も、だからされていないんですよ、ほかの団体に。そうですよね、今の話。

もし異論があるのであれば、お願いします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 確かに、門におられた受付の方に説明をさせていただいて、渡させていただいたことですが、その方も、承知いたしましたということでお預かりいただきましたので、そういった、新人であったり、全く通じないということは、私としては認識はございません。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） やっぱり持っていったときに、それはそういう認識がなかったとしても、向こうはそういう認識だったら、それは向こう、不信感持って当たり前じゃないのかなっていうのが私の認識なんですけれども。

時間もなくなってまいりましたけれども。

これ、そういったね、団体、ほかの首長さんからもね、これ、事実がどうなのかわからないですけど、私が聞いた中ではね、初め、王寺町と斑鳩町の連名で、参加してくださいで始まった推進協議会が、紙1枚でいきなり退会されたとかね、法隆寺のある斑鳩町が会長になると斑鳩ばかりが前面に出るので王寺町に会長を依頼したと聞いているのに、勝手にやめるなんて、これは本当かどうかかわからないですよ、でも、そういった認識の首長さんがいらっしたんです。

私、これね、あんまり、太子道に関してあまり、温度差っていうと低いのかなって思った首長さんからそんな言葉があつてですよ、私、今回、本当に、きわめつけにいただいた言葉がですね、この町村会長のしこりとかもありますし、この選挙のときのね、しこりもありますし、これ、向こうから言ってきたんです。周りの市町村や奈良県とも、今はいい関係ではないと思います。協議会の参加団体は、斑鳩町とこれからは連携は難

しいと、そういった発言、それぐらい強い発言してくれて結構ですよと、私にアドバイスをくれた首長さんもいます。

これでも認識が変わらないですか。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 先ほども申しあげましたように、一部ではですね、そうしたご意見の方もあるというのは耳に入ってきておりますけども、全般的に、今回の決定、あるいはその協議会に参加してっていう方法があったんじゃないかということもおっしゃる方もおられるとは聞いてございますけども、全般的には、それが、これがあったからといってこれから友好的な関係を結べないといったことを聞くことはないということがあります。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、教育長、私がどれだけこう調べて言っても、なかなかそういった、ね。私、今回、これ、信頼回復するとか、そういった話、そのためにはどうすればいいのかっていう議論もしたかったんですけども、時間もなかなかない中で、きょう、ちょっと副町長とか教育長には非常につらい答弁をさせてしまったなっていうふうには思っています。

これ、町長、今回のこの件に関してね、近隣の市町村から心配の声が上がっているという現実、もう一度ここで言うておきますけれども、町長、これに対してどうお感じですか。最後、お願いします。

○議長（伴吉晴君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 小村議員が近隣の町村長から、首長から、いろいろとおっしゃっているけども、私はやっぱり広域圏行政というのは、やっぱり当然そういうものを審議をしながらやっていくわけですから、仲が悪いとか、仲がええとかじゃなしに、やっぱり1つの方向づけをやっていかなきゃいけませんから、これからもやっぱりお互いにですね、それはけんかもするし、そういうこともあってですよ、私はやっぱりこういう行政というのは発展していくんだと、私は思っております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 広域行政って、今、町長言われましたけど、その広域行政ができなくなってきているという現状を私はお伝えしているところです。

これからもいろいろな連携をこちらからは模索していくんでしょうけど、ほかの団体、どうされるのか。なかなかそこまで、連携はしないという団体はないのかもしれないで

すけれども、そういった意見をお持ちの方がいるということはしっかりとご認識いただいて、今後の意思決定、それについて考えていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（伴吉晴君） 以上で、4番、小村議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、奥村議員の一般質問をお受けいたします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 議長のお許しをいただき、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

最初に、女性消防団の結成について、お伺いをいたします。

9月1日は防災の日、また8月30日から9月5日は防災週間です。

6年前の平成23年9月4日、紀伊半島大水害により、奈良県十津川村、和歌山県的那智勝浦町では、未曾有の大災害となりました。東日本大震災、熊本、大分両県を襲った大地震、九州北部豪雨の爪跡等、いまだ生々しい状態が続いている中で、消防団員の皆さんの命がけの働きにより、たくさんの人々が命を助けられ、励まされたと聞いております。

町内におきましても、火災現場にいち早くかけつけ、消火活動に当たる姿、また、大雨により大和川が危険水域に近づいたときに、私も立ち寄らせていただきましたが、消防団の皆さんが水門や堤防に立ち、警戒する姿を見たときに、日々安心して暮らしているのも、皆さんの我が町を守っていかうとのとうい使命感や活動があつてのことと心から感謝を申し上げます。

しかし、消防団員については、団員数の減少、農業や自営業の方の減少、平均年齢の高どまりといった課題が指摘をされております。

東日本大震災で明らかになりましたように、大規模災害については、公共援助だけで対応することは困難であり、近隣が互いに助け合う共助で補完しなければならず、地域防災については、そのかなめとなるのが消防団であるとされております。

消防団の多くは、男性によって構成されていますが、確かに消防団は男性の役割と認識されているようでございますが、現在の女性消防団の現状はいかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 女性消防団員の現状につきましてのご質問でございます。

平成25年12月の消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の成立を

踏まえ行われました消防庁長官からの諮問に基づく消防審議会からの答申内容におきましては、少子高齢化の進展や被用者の増加の中で、特に都市近郊の地域等におきましては、日中に地域にいる割合の多い女性やシニア世代に、自主防災組織、女性・婦人防火クラブ等による地域における防災活動にとどまらず、消防団活動をも担ってもらうことが今後さらに重要となるため、女性及びシニア世代の消防団への加入の促進について、各地域の実情を十分踏まえつつ積極的に取り組む必要があると提言されているところでございます。

こうした中、女性消防団員の現状についてでございます。平成29年4月1日現在の総務省の消防団組織概要等に関する調査の速報値によりますと、全国の消防団員数は85万418人で、このうち女性の団員数は2万4,980人となっております。

また、奈良県におきましては、消防団員の総数は8,478人で、このうち女性の団員数は334人となっております。

そして、斑鳩町におきましては、消防団員数の総数は88人で、全て男性となっております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

全国的に見ましても、女性消防団の役割というのは、消火活動に直接従事するよりも、広報や防災教育の活動が主であるとされております。災害発生時につきましても、高齢者への対応や女性や子どもたちへの対応は女性団員のほうが受け入れられやすいこと、また、女性は地域の状況をよく知っていることなどが多いため、救助や避難誘導にきめ細やかに対処し、大きな力を発揮すると見られております。

町として、女性消防団に対し、どのような役割や活動を考えておられますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 女性消防団員の活動内容についてのご質問でございます。

女性の消防団員においては、応急救護指導や防火訪問などの普及広報活動から、実際の火災現場における情報収集活動や後方支援活動、さらには消火活動まで、その活動の幅は広がってきております。女性ならではのきめ細かな視点からの活動が期待されているところでございます。

なお、斑鳩町では、女性の消防団員はおりませんが、斑鳩町女性防火クラブが組織されておりまして、この斑鳩町女性防火クラブにおきまして、斑鳩町婦人会のメンバーを

主とした41人の方々が、消防署の支援のもと、防火、火災予防の啓発活動や防火の意識の向上、広報に取り組んでおられているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 今後、斑鳩町におきまして、女性消防団を積極的に募集するということについてのお考えについて、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 今後の女性消防団員の募集の取り組みについてでございます。

本町におきましては、現在、消防団員の定数が100人である中、消防団員数は88人であり、消防団員のなり手の減少が課題となっているところでございます。

近年、毎年のように各地で大きな災害が相次いで発生しています中、地域防災力の中心的存在として、消防団に期待されております役割はますます大きくなってきているところでございます。

こうしたことから、本町におきましては、消防団員につきましては、男女を問わず幅広く募集しているところでございまして、今後も、一層の加入促進に向け、広報等の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 女性の目線、視点を防災対策に生かすということは、子どもや高齢者など社会的弱者と言われる方たちの目線、視点を生かすことであり、我が町斑鳩町の地域の防災力の向上につながります。積極的な、女性に対する消防団の募集の促進をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、高齢者の生活の安全・安心についてということでございます。

2014年に総務省が、日本における65歳以上の高齢者の数は3,296万人と過去最高の数字を記録したと発表いたしました。今や、日本は全人口の26%が高齢者となっております。さらに、ひとり暮らしをしている高齢者の数は年々増加の一途をたどり、平成22年の国勢調査では、65歳以上の高齢者のうち、男性では10人に1人、女性では5人に1人がひとり暮らしをしていることが明らかになっております。

少子化や未婚率の上昇などさまざまな事情から家族と世帯をともにしない高齢者がふえていく中、孤立死や社会問題化するごみ屋敷、また、生活環境や栄養状態が悪化しているのに周囲に助けを求めないセルフネグレクト等、多くの高齢者の方が直面している問題でございます。実際に、私の知っている方にもひとり暮らしの自宅で倒れていると

ころを近所の方に発見された方もいらっしゃいました。

ここで、お伺いをいたします。斑鳩町の高齢者のひとり暮らし、高齢者世帯、セルフネグレクト、認知症の方の人数は、どれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） 本町の高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯の把握につきましては、近隣の方や民生委員、小地域福祉会等からの相談から把握したり、実態把握調査や日々の訪問活動からの把握が主になります。

現在、高齢者のひとり暮らしとして登録のある方は約790人、高齢者世帯として登録している世帯は約1,400世帯となっております。

また、通常的生活を維持するために必要な行為を行う意欲、能力を喪失し、自己の健康を損なうセルフネグレクトと思われ、注視して見守っている方は5人であります。

そして、主治医意見書で日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても誰かが注意をしていれば自立できる状態である認知症高齢者自立支援度Ⅱ以上の方は、平成28年度末現在では462人ということでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 今、お示しいただいた数の皆様が、今まさに何らかの困難に直面しておられるのではないかと推察をいたします。

ひとり暮らしや高齢者世帯の方で認知症を発症されている場合など、その進行度合いによっては計算能力に支障を来すようになり、お買い物など毎日の生活がとても不安ではないかと思えます。また、相続問題、高齢者を狙った犯罪など、新聞やテレビなどでも大きく取り上げられております。高齢者や認知症の方の財産管理等、社会的なバックアップが必要となります。

そのために、成年後見制度があります。具体的には、介護保険利用に際しての契約や施設の入所、退所の手続き、財産管理、悪徳商法などから守る等がございます。しかし、親族、後見人がいない場合など、職業後見人を探さねばなりません。これには、報酬として、月額およそ3万円から5万円を本人の財産から支払う必要があります。しかし、高齢で生活に困窮している場合、この報酬を捻出することが困難な方もいらっしゃいます。

そこで、今注目されているのが、市民後見人です。市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から成年後見に関する一定の知識、態度を身につけた良質の第三者後見人等の候補者とされて

おります。厚生労働省も、市町村に対して、市民後見人を育成をし、その活用を図ることによって高齢者の権利擁護を推進することを進めております。

市民後見人養成についての斑鳩町の認識と取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） 成年後見制度は、自己決定権の尊重等の理念と本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見、保佐人、補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨がございます。これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものでございます。

今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まってくるものというふうに考えられます。

このような状況の中、親族等による成年後見の困難な方の権利擁護を推進するため、成年後見の担い手として、同じ地域に住む住民が、家庭裁判所から選任され、本人にかわって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う者を市民後見人というふうに言われております。

この市民後見人につきましては、平成23年6月に老人福祉法が改正され、市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう、後見等に係る体制の整備を行うことが規定され、平成24年4月1日より施行されております。

また、平成27年1月には、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことを目的に策定されました認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランにおきましても、市民後見人養成のための研修の実施、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、市民後見人の適正な活動のための支援等を通じて、市民後見人の活動を推進するための体制整備等を行うこととされております。

また、本年3月には、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、市町村におきましても、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされております。

このような状況の中、現在、本町におきましては、在宅医療の体制整備や医療と介護の多職種連携の推進など、地域包括ケアシステムの強化を図るため、広域7町において協議会を設置し取り組んでいるところでありますが、法人後見についても、認知症介護



支援といった面からも密接した関係にあることから、王寺周辺広域市町村圏を対象とした法人後見人について、NPO法人の設立に向け、検討、準備を進めているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 認知症の高齢者の方が安心して日常生活が送れますように、市民後見人養成に関しましては着実に進めていただきますように、よろしくお願いを申しあげます。

次に、見守り安否確認についてであります。

昔は、向こう3軒両隣といった親しい近所づき合いがありましたが、今は、地域のつながりの減少などで、お隣の方とも顔を合わせないという方もふえているようでございます。

ひとり暮らしの高齢者にとっては、体調不良になったときに気づいてくれる人や困っているときに助けてくれる人が必要です。

高齢者が孤立しないように、安否確認について、町としての取り組みを伺います。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） 本町の高齢者福祉サービスの中で、在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯に属する高齢者に対しまして、安否確認を主な事業としておりますのが、愛の訪問サービス事業、緊急通報装置貸与事業、配食サービスであります。

まず、愛の訪問サービスの利用者は、平成27年度81名、平成28年度99名となっております。乳酸飲料を手渡しすることで安否確認を行っており、配達時に不在であったり、体調不良を訴えられる方がいらっしゃれば、地域包括支援センターに連絡が入るようになっております。

次に、緊急通報装置貸与事業の利用者は、平成27年度153名、平成28年度169名となっております。利用者の方が、体調が悪くなったときにボタンを押すと、状態に合わせて、救急車を要請したり、家族に連絡をとるなどの対応を行ったりします。また、毎月1回、お伺い電話を行い、状況確認を行います。対応状況や経過などについては連絡をとり合い、必要に応じ、訪問等の対応もしております。

最後に、配食サービスの利用者は、平成27年度120人、平成28年度120人となっております。お弁当を手渡し、回収することにより、体調の確認や摂取状況の確認を行っており、配達時に不在であったり、お弁当をあまり摂取されていない場合には連

絡が入るようになっております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 最後に、高齢者見守りネットワークづくりについてであります。

東京の文京区では、ひとり暮らしの高齢者を見守るために、協力機関によるハートフルネットワーク事業をしております。このネットワークの協力機関には、民生委員、自治会、新聞配達員、配食サービス業者、警察官、消防署員等が入り、定期的に情報交換や問題点の討議を行い、連携プレーのための体制づくりを行っております。

また、大阪府茨木市では、平成16年より、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、地域住民や地域の関係団体と連携しながら、見守りや声かけを行い、高齢者の在宅での生活を支援する体制を進めております。

斑鳩町として、このネットワークづくりについて、どのように認識されているか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） 本町におきましては、できる限り住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおり、医療や介護との連携、介護予防への取り組みに加え、住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、自治会、老人クラブ、福祉会、ボランティア等とともに生活支援を行う仕組みづくりについて検討を重ねているところでございます。

地域のネットワークづくりという点では、見守りネットワークの1つとして、社会福祉協議会の呼びかけにより、平成9年より、自治会等を単位とした小地域福祉会が活動をしております。現在、町内53地区での小地域福祉会が設立され、住民の支え合い、助け合いによる日常的な声かけ、見守り活動が、おおよそ町内全世帯の7割を対象とする地区で行われております。

小地域福祉会では、地域住民がボランティアの福祉員として、それぞれの地域の特性に合わせて、日ごろから継続した見守り活動に取り組んでいただいております。見守りの対象者といたしましては、高齢化の急速な進行により、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者世帯が中心となっております。そして、半数を超える地区で見守り対象者等のリストが作成されており、比較的日常の見守り活動から得た情報を反映させながら更新等を行っているため、今後の災害時等にも生かせるものと考えております。

また、見守り活動以外にも、地域の住民同士が交流し、ひきこもり予防の機会づくりとして、サロンや交流会の開催が8割以上の地区で実施されているところでございます。

以上です。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

高齢者の皆様方が、この歴史と豊かな文化に育まれた町、斑鳩で生活をし、人生を重ね、最後までこの町で地域の方とのふれあいやつながりを持ちながら人生を全うしていただけるように、きめ細やかな体制を整えていただきますように、よろしく願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

あすは、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後0時06分 散会）